

「山形県遊佐町沖」の促進区域指定の案に対する意見書の内容と回答

番号	意見書の内容	回答
1	○ 山形県遊佐町沖が促進区域に決まることには大反対です。あまりにも離岸距離が近すぎる。それにより沿岸住民にただなる健康被害、景観破壊、環境破壊の影響を被る。沿岸住民は協議会利害関係者に選ばれず非常に不公平である。非民主主義的であり人権を無視している。 ○ 「日本風力開発」は公募選定候補事業者に入れないこと。	○ 離岸距離や風車による健康被害等、ご指摘の観点については、令和4年5月28日及び令和5年3月11日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙1】を参照ください。 ○ 協議会の構成員は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（以下、「再エネ海域利用法」という。）第9条第2項に掲げる者をもって構成する旨が法定されており、法律上の規定に基づき協議会を組織して議論を行っています。また、協議会の構成員には関係都道府県知事及び関係市町村長が含まれており、地域を代表する立場から必要と考えられる意見を述べ、それらの意見を基に「協議会意見とりまとめ」が作成されています。 通常、地域住民の選挙によって選ばれた地方公共団体の長が、当該地方公共団体の様々な事務を処理していますが、法律に特別の定めがない場合において、地域の中でどのように意見集約や意思決定を行うのかは、地方自治の観点から、その地方公共団体の運営に委ねられるものと考えられます。そのため、協議会や促進区域指定に係る一連の対応も同様に、国としては、協議会構成員である都道府県知事及び市町村長の意思決定に係る判断が尊重されるべきものと考えています。 地域の代表による意思決定は間接民主制に則った民主主義の一形態であり、促進区域の指定は再エネ海域利用法の規定に基づき適法に進めているため、「非民主主義的であり人権を無視している」という指摘は当たらないと考えます。

番号	意見書の内容	回答
		○ 促進区域の指定に対して日本風力開発株式会社は何ら関わるものではありませんが、関係法令等に基づき対応します。
2	○ 100メートル級の風車が巨大すぎる。災害時に近づいてはいけない危険物になる可能性がある。 ○ 現在風車の騒音の被害で苦しんでる人がいる。洋上とはいえ、建てることによる騒音被害が予測される。 ○ 風車を建てることによって、海の生態系が変わり、魚の種類が変わる。漁業に被害が出る可能性がある。 ○ 景観が変わり、飛島からの鳥海山が見えなくなる。 ○ 費用が賄えるのか。風が吹いたときしか風車は使えないで、赤字にならないのか。 ○ 今現在建てた稼働してない火力発電所等を使っていくことで、日本の電力供給は賄えないか。 ○ 住民への説明がわかりにくい、参加しづらい形で行われ、反対している人がいるにも関わらず、強硬していることに疑問を感じる。	○ 風車騒音や景観等、ご指摘の観点については、令和4年5月28日及び令和5年3月11日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙1】を参照ください。 ○ 地球温暖化による気候変動の影響によって海の生態系の変化が指摘されており、これが洋上風力発電によって追加的な影響が生じるかどうかは既存の知見では明確になっていないのが現状です。このような状況を踏まえ、協議会意見とりまとめにおいて、選定事業者は発電事業の実施にあたって漁業影響調査を実施することが規定されており、その中で発電事業による漁業への影響を検証していくことになります。 ○ 促進区域指定の要件として、再エネ海域利用法第8条第1項第1号で「気象、海象その他の自然的条件が適当であり、海洋再生可能エネルギー発電設備を設置すればその出力の量が相当程度に達すると見込まれること」と規定しており、事業性の観点から十分な風力が得られる見込みがあるかを含め、中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、今回の促進区域指定の手続を行っています。 ○ 国としては、第6次エネルギー基本計画に示すエネルギーミックスの実現に向け、洋上風力発電を含む再エネの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、再エネの最大限の導入を促すこととしています。

番号	意見書の内容	回答
		○ 住民の方からの声として、反対の意見があれば、洋上風力発電に期待する意見も聞いています。全員が賛成か反対のどちらかになるものではなく、賛否両論が存在する中で、地域としてどのように意思決定するのかが重要であると思われます。その意思決定にあたり、協議会での議論のほか、山形県が主催する「遊佐沿岸域検討部会」といった遊佐町各地区のまちづくり協議会の方が参加される場でも意見交換が行われています。 これらの議論を通じた結果として、令和５年３月２９日の第４回協議会で意見とりまとめに至ったものと認識しており、強行して進めているものではないと考えます。
3	近年の地球温暖化に誰もが危機感を持っています。二度と原発事故が起きないよう自然エネルギーの活用も大切とも思います。 洋上風力発電 絶対反対とは言いませんが なぜ海外のように 20km以上の離岸をできないんでしょうか？町や県は 住民に対してきちんと説明していません。 遊佐町は景観の美しい自然あふれる街です。観光のみならず自然を楽しむ人が多く訪れます。そして、鮭の遡上 白鳥の飛来地 豊富なミネラルを含んだ岩牡蠣が取れるところです。 色々な説明がされないまま なぜ遊佐沖は促進区域に進めるのでしょうか。洋上風力発電学習会に何度か参加しました。健康被害や自然破壊 償却期間が終えたその後の説明も不安です。 地域住民にきちんと納得のいく説明 離岸距離の再検討 健康被害や問題が起きた時の責任所在をはっきりして下さい。最後に泣き寝入り 我慢する住民にさせないで下さい。一番苦しい思いをするのは 地域住民です!!	○ 離岸距離や風車による健康被害等、ご指摘の観点については、令和４年５月２８日及び令和５年３月１１日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙１】を参照ください。 ○ 山形県遊佐町沖に設置された協議会は、促進区域の指定及び発電事業者の選定の後も、選定事業者を新たに加えた形で継続していきます。国も引き続き協議会構成員の一員として、選定事業者による事業実施状況や協議会意見とりまとめの遵守状況等を確認するとともに、状況に応じて、山形県・遊佐町とも協力して適切に対処していきます。

番号	意見書の内容	回答
4	○ 設置計画の数百メートル級風車とは巨大すぎるのではないのでしょうか。 ここの地域は冬は北西の季節風が強く、また他の季節では東風が吹き季節によって正反対の風向きに対応するような巨大風車の安全性について、どのような技術的対策が施されているか住民に説明が行き届いていないと思います。 私も地元の高専電気工学科卒なので、酒田の共同火力（石炭発電所）や庄内町清川地区の風車、酒田北港の波力利用事業についてはその必要性や環境問題などについて一定の理解はしております。設備機器ですの不具合が発生した場合の対応、特に冬場については対応ができるかどうか、暴風、波浪警報がでるのは特に冬ですのではっきりした保全体制の回答を住民に示すべきと考えます。 ○ 環境問題、特に騒音問題で洋上の風車であれば音が問題になることはないと考えているならそのシミュレーションを早めに公開、議論すべきで、陸上で問題になっていることが近場の洋上では同じ騒音問題になると思います。 また、空中の音だけでなく、海中の音についてもシミュレーションを行い魚への影響を事前に研究する必要があると思います。 ○ 遊佐沖と言っていますが、吹浦西浜地区はほんの数十年前までは遠くまで浅瀬がそれこそ数百メートル沖合に行っても膝までしかつからない本当の遠浅地域でありました。原因は河川治水によるU字構による砂の海への流出減少（特に最上川）吹浦港の湾岸工事さまざまあると思います。それに伴い漁業の低迷が続いているのは肌実感としてあります。実際河口や浜辺付近では小魚がいなくなりました。	○ 洋上に設置される風車の設計においては、様々な自然条件に耐え得るかという観点から、電気事業法や港湾法の技術基準への適合性を審査することになっています。 例えば、風力発電設備については、再現期間 50 年（※）における強風、波、水の流れ、積雪に対しても風車のブレードが飛散したりタワーや基礎が倒壊しないこと、また、稀に発生する地震動（数十年に一度発生する可能性がある地震動）であっても損傷せず、発電施設としての機能を満足することや、極めて稀に発生する地震動（数百年に一度発生する可能性がある地震動）であっても倒壊崩壊しないことが求められます。 （※）50 年に一度の発生が見込まれる期間を指します。 また、協議会意見とりまとめの中でも、「選定事業者は、洋上風力発電設備等に不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと」を規定しており、公募に参加する事業者はこれを遵守できることが選定されるための前提となります。 ○ 騒音を含む環境影響への対応等、ご指摘の観点については、令和 4 年 5 月 28 日及び令和 5 年 3 月 11 日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙 1】を参照ください。 また、魚類への水中音の影響に関しては、令和 4 年 9 月 2 日の第 2 回協議会において、海洋生物の専門家から既存研究における知見の紹介を行っているほか、意見 2 での回答のとおり、選定事業者は漁業影響調査を実施することが規定されています。

番号	意見書の内容	回答
	数十年で環境景色ががらっと変わってしまったことを踏まえると今回の洋上風車については目に見えない海中の土にまで目を向けなければならないと思います。 隣の鶴岡市は加茂地区の風車設置についてさまざまな問題から設置見送りの方向を決めたと聞きました。今回の遊佐沖の風車設置についてもじっくり時間をかけ、急いで区域指定の結論は出すべきではないと考え、意見書の提出をさせていただきます。	
5	○離岸距離の設定について疑義があり、合意形成も図られていない。 国は、欧米諸国や中国などの離岸距離の制度情報を国民に示さず、沿岸 5km 以内という、海外ではあり得ない至近距離での計画を進めてきた。その設定根拠や、環境や健康への影響はないとする根拠は示されず、住民の合意形成も図られていない。 もし、環境影響や健康被害が発生した場合、責任は事業者のみならず、区域を指定した国と情報提供した県にもあることは明白である。しかし、国、県に、地域住民の安全安心な暮らしを守るという責任ある姿勢は感じられず、影響への対応は事業者任せである。 このような至近距離での洋上風力発電の進め方は、景観や生態系保護等に配慮した洋上風力発電先進地の海外諸国の制度を真っ向から否定するものであり、国際的な批判を免れないと考える。 また法定協議会や研究・検討会議、遊佐部会等で、漁業関係者から漁業への影響は必ずあるという発言が度々あったにも関わらず、「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる」と結論づけたことは理解できない。 (説明)	○ 離岸距離や風車による健康被害等、ご指摘の観点については、令和 4 年 5 月 28 日及び令和 5 年 3 月 11 日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙 1】を参照ください。 なお、環境影響評価（アセスメント）は、国として事業者が適切な環境保全措置を講じているかを確認し、事業者に対して必要な意見・勧告を行います。環境影響評価法の趣旨として、開発事業を行う事業者自らが必要な調査・予測・評価を行い、地域に関係する方々の意見を聞いたうえで、環境保全の観点からよりよい事業計画を作成していくという制度であることに留意ください。 また、山形県遊佐町沖に設置された協議会は、促進区域の指定及び発電事業者の選定の後も、選定事業者を新たに加えた形で継続していきます。国も引き続き協議会構成員の一員として、環境影響の観点だけでなく、選定事業者による事業実施状況や協議会意見とりまとめの遵守状況等を確認するとともに、状況に応じて、山形県・遊佐町とも協力して適切に対処していきます。

番号	意見書の内容	回答
	超低周波音による睡眠障害等の健康被害発生の可能性、海底湧水や海流への影響による底質の変化や水中音などによる沿岸漁業への影響、明らかな景観の改変、野鳥への影響など、住民の懸念の多くは離岸距離の近さに起因している。 これまでの県や国の担当者が出席した各種説明会でも、事業化想定区域の決定過程、離岸距離決定の根拠については、繰り返し住民から質問があったが、明確な回答はなかった。説明会で住民が感じたことは、前例のない事業であり、予測は困難、要はやってみなければ分からないことがあまりにも多い事業であるということである。 例えば、冬季荒天時で船舶も出せないときに、落雷や折損、火災や油漏れ等の事故が起きた場合どのように対応するか？あるいは、撤去時のブレード等部材のリサイクル方法は？といった単純かつ素朴な質問にすら説明者は回答できないのである。 事業想定海域設定の根拠は、国は県からの情報提供によると言い、県は「山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議」や、地域住民も参加した「同遊佐沿岸域部会」で議論し了解を得たと言う。 これまでの質問でわかったことは、想定海域設定の根拠は、つまるところ、着床式を前提とした浅い水深であることと、直接利害関係者が明らかな共同漁業権区域に重ねただけであって、景観や環境、住民の健康へ配慮して検討した結果ではないということである。 それらの住民の懸念は、環境影響評価の中で対応すればよいし、影響が生じれば、必要に応じ環境保全措置やあるいは地域振興策、漁業協調策で対応すれば良いという事業者任せの姿勢である。	○ 関係漁業者との議論について、協議会意見とりまとめに至るまでに開催された協議会の際には、漁業への影響を不安視する意見も出ていましたが、その後に協議会以外の場を含めて幾度もの議論を重ねた結果、令和5年3月29日の第4回協議会の際に、遊佐町関係漁業者の構成員から、「遊佐町の漁業者が集まり、協議会意見とりまとめの内容に対して意思確認を行った結果、遊佐町の漁業者はこのとりまとめ案について同意することを確認した」旨の発言をされています。 そのため、関係漁業者の代表のみが同意したものという指摘は事実反していますので、その点ご理解ください。 ○ 国の担当者も出席して実施した過去2回の住民説明会に関して、1回目では質疑応答の時間が少なかったという指摘を踏まえ、令和5年3月11日に開催した2回目の説明会では、国・県・町側の説明よりも質疑応答に多くの時間を割り振るとともに、多くの方からいただいた質問に対してなるべく回答するために、当初予定の時間を超過して対応していました。それでも質問を希望された方すべてに質問の時間を作れなかったことは事実ですが、説明会開催後に【別紙1】の形で当日のやりとりを掲載しているほか、山形県に対して提出された公開質問状については、山形県としての回答を県のホームページで公開されています。 このような対応も踏まえ、国や県の立場として、「住民理解を求めることよりも、単に法定協議会の前に住民に説明をしたという既成事実をつくるのが目的」という意図で説明会を実施したものではないことをご理解ください。 また、説明会に出席した国の担当者による回答が適切と認識されるか否かは各者の判断に委ねられますが、現行の科学的知見や法制度に照ら

番号	意見書の内容	回答
	私はこれまでの遊佐部会、研究・検討会議、そして法定協議会を極力傍聴してきたが、よく分かったことは、直接の利害関係者である漁業関係者の意見は反映されても、地域住民の声は全く反映されない仕組みであることである。そして漁業関係者の声にしても、諸会議において、「漁業への影響は必ずある。」「廃業するしかない。」等の発言が出されているにも関わらず、再エネ海域利用法第 8 条第 5 項「海洋再生可能エネルギー発電事業の実施により、漁業に支障を及ぼさないことが見込まれること。」に適合すると結論づけられたことは、たとえ法定協議会で漁業関係者の代表が同意したものであっても、一般には理解できるものではない。 昨年 5 月 28 日に国の担当者も出席して行われた住民説明会では、反対や懸念の質問意見が後を絶たずに時間切れとなり、後日文書で質問を受付けるとされたが、住民から出された質問に対する回答は、1 年以上経過した現在も届いていない。今年 3 月の年度末に開催された、研究・検討会議と第 4 回法定協議会では、「促進区域指定に異存なし」の決定がなされたが、その直前の 3 月 11 日に開催された、国の担当者も出席した住民説明会では、昨年 5 月の説明会と同様、多くの質問意見が出されたがまともな回答はなく、とうてい合意形成とはほど遠い内容であった。この説明会の目的も、住民理解を求めることよりも、単に法定協議会の前に住民に説明をしたという、既成事実をつくるのが目的であったと捉えられる。 このたびの促進区域指定案の公告縦覧にしても、法律に基づいた手続きを踏むためのものであって、意見書提出は利害関係者のみである。しかし、地域住民の理解や協力が海洋再生可能エネルギー発電設備の整備にとって重要と考えるならば、地域住民も含めて利害関係者の定義を明らかにすべきと考える。	して、予断を持ってお答えできない質問も多くいただいていたことを申し添えます。

番号	意見書の内容	回答
6	漁業や景観など影響を受けそう 中国から日本を守りたいです	○ 「中国から日本を守りたい」という意見の趣旨が不明であり、回答を示すことが困難です。
7	以下の理由から山形県遊佐町沖の促進区域指定に反対します。 ○陸地から近すぎ、大規模すぎます 洋上風力発電先進地域であるヨーロッパでも、類例のない大きさの洋上風車であり、至近距離の離岸距離です。この促進区域指定であっても、自然環境、景観、地域住民の暮らしに悪影響はないという根拠が示されていません。 ○海底湧水の水脈が壊される危険性があります 「令和4年度洋上風力発電に係る環境影響評価のための環境調査（山形県遊佐町沖）委託業務報告書」によると、洋上風力による海底湧水への影響について、「洋上風力の設置による湧水への影響については、湧水は障害物を避けて湧出するため、岩盤の改変がなければ影響は小さいと考えられるとのコメントもある一方で、データがない以上確たることは言えず、調査を実施した上で検討すべきとのコメントもあった。（専門家からの聴き取り）」とあります。 鳥海山から陸域を経て海に至る湧水は、遊佐町にとって生命線です。洋上風車の設置が岩盤の改変を伴う以上、調査をせずに設置することは危険です。もし水脈が壊されれば、回復は不可能です。 ○地域住民の合意形成がなされていません 遊佐町長は、不特定多数の意見を聴く機会である住民集会等を一度も開催せずに、ただ一人の住民代表として法定協議会に出席しています。町長の発言が住民の意見に基づくものとは考えられません。	○ 離岸距離や海底湧水等、ご指摘の観点については、令和4年5月28日及び令和5年3月11日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙1】を参照ください。 ○ 地域の意見に対しては、意見1での回答のとおり、再エネ海域利用法第9条第2項に掲げる者をもって協議会の構成員としており、その中には関係都道府県知事及び関係市町村長が含まれています。地域の中でどのように意見集約や意思決定を行うのかは、地方自治の観点から、その地方公共団体の運営に委ねられると考えられますが、協議会の中では地域を代表する立場から必要と考えられる意見を述べられており、それらの意見を基に協議会意見とりまとめが作成されています。 また、山形県が令和5年3月7日に公開質問状に対する回答の中で、「地域住民の皆様からも御意見をいただくために、遊佐町と一緒に平成30年度以降、町内6地区で開催している住民説明会や区長会研修会等で29回にわたり説明や意見交換を行うとともに、町内6地区のまちづくりセンターでのパネル展示や町報への記事掲載、昨年1月1日号の町報に合わせた洋上風力発電の取組み概要の全戸配布など、理解醸成に向けた取り組みを行ってきました。」という見解を示しています。この回答を踏まえれば、山形県や遊佐町は地域住民との合意形成に向けた一定の努力を行ってきたものと思料されます。 ○ 山形県遊佐町沖に設置された協議会は、促進区域の指定及び発電事業者の選定の後も、選定事業者を新たに加えた形で継続していきます。国も

番号	意見書の内容	回答
	○事業に責任を負う者がいません 山形県と遊佐町は、市民団体からの公開質問に対し、洋上風力発電がもたらす結果について、自らが責任を負う覚悟であることを明言しませんでした。責任は事業者が負うべきものといいますが、もし、津波で風車群が倒壊し陸地に押し寄せるなど、実際にそのような重大な事故が生じたとき、事業者に対処できるとは考えられません。誰も責任を負わない、負いようがない事業です。	引き続き協議会構成員の一員として、選定事業者による事業実施状況や協議会意見とりまとめの遵守状況等を確認するとともに、状況に応じて、山形県・遊佐町とも協力して適切に対処していきます。 なお、将来に生じ得る事象をあまねく予想し、それらすべてに対して万全に対応できることを明言することは困難ですが、協議会意見とりまとめの中でも、「選定事業者は、洋上風力発電設備等に不具合その他不測の事態が生じた場合に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備するとともに、あらかじめ対応窓口を明確化し、十分な周知を行うこと」を規定しており、公募に参加する事業者はこれを遵守できることが前提となるほか、有事の際には事業者だけでなく国・県・町も連携して事態の収束に向け必要な対応を取っていきます。
8	私は、遊佐町の住民で、また子どもを育てている親として、遊佐町に大きな影響を与える洋上風力発電事業の利害関係者であると考えます。そして、今回の整備促進区域の指定案に対して下記の理由から反対します。 ① 洋上風力を遊佐沖に建設することで、どのくらい CO2 が削減できるのか具体的な説明もなく、30 年後の計画についてはわからないという状況で（説明会で県担当者が話していました）、再エネ海域法という事業者のための法律に沿って事業を進めていくのは、住民を軽視していると感じています。町は、国と県の事業だからと責任を取る姿勢もなく、国と県にしても、事業者が責任を取るという形であるのに、国と県がついているからと事業を進めていくことにも疑問を感じます。 計画にある大きさの風車は、他のどこにもまだ存在しないのに、安全だと進めてほしくないです。	○ 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（令和元年 5 月 17 日閣議決定）では、長期的かつ安定的な発電事業の実施のために、地域との共生や地域経済への波及の観点も含めて配慮を行う旨を規定しています。 実際に、協議会意見とりまとめの中では発電事業や漁業との関係だけでなく、遊佐地域という広い視点から共生の在り方を考えていくために、「洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像」という資料を整理しています。この資料は協議会意見とりまとめの一部を構成するものであり、協議会意見とりまとめの本文と同様に公募占用指針に組み込まれるため、発電事業者を公募する際の前提情報となります。 この「遊佐地域の将来像」では、「地域の振興策として想定される事項」として、「本事業で発電される電気を県内企業や地域住民が活用するための検討や、災害時における地元への電力供給の検討等、電力の地産地消

番号	意見書の内容	回答
	② 遊佐町の住民は、遊佐町の未来の選択肢として洋上風力事業を受け入れてはけません。洋上風力事業受け入れ検討の可能性があるとしただけで、限定された人たちを中心に、事業計画が進んでいる状態です。とても公平性があるとは思えません。 ③ 山形県は、汚職事件があった日本風力開発㈱の 100%子会社であるエネルギー戦略研究所の取締役所長を山形県エネルギー政策総合アドバイザーに任命しています。その所長が委員をつとめる検討委員会に前社長も参考人として招致されたこともあります。このように事業関係者が山形県のエネルギー政策の要職について洋上風力事業を推し進めてきたことに公平性と透明性が感じられません。遊佐町を事業利権のために利用しないでほしいです。	に資する取組」や、「地域住民の安全・安心な暮らしの実現、自然環境の保全、海洋環境への配慮に関する取組」といった、地域住民の方々に対する取組として期待したい事項について、事業者から提案を引き出すための記載が盛り込まれています。このような観点からも、「事業者のための法律に沿って事業を進めていくのは、住民を軽視している」という指摘は当たらないと考えます。 また、意見 7 での回答のとおり、協議会の場合だけでなく、山形県と遊佐町は地域住民を対象にした意見交換や理解醸成に向けた取組を行っており、山形県遊佐町沖の議論が「限定された人たち」に閉じるものがないよう、一定の努力を行ってきたものと思料されます。 ○ 山形県のアドバイザーの任命について国は関与していないため、その点に関して国から回答できることはありません。 なお、当該アドバイザーや日本風力開発株式会社は、促進区域の指定において何ら関わりはなく、協議会意見とりまとめの内容を含む協議会の議論にも関係はありません。
9	今回遊佐沖洋上風力発電が促進地域に指定されましたことに対し意見を申し述べさせていただきます。 山形県の豊かな自然の源は最上川にあります。古来から最上川を通じて関西圏などと交易を重ねて栄えてきた農業県です。紅花は代表的な山形の品目です。その山々からの栄養を蓄えた母なる川の肥えた恵みの水は庄内沖の漁場を育みいまでも寒ダラや岩ガキなど食習慣が根付く地域です。 更に鳥海山からの湧き出る清水から育つかきの美味しさは岸田総理の地元広島のカキにも劣らない美味しさを県民や東北各地また関東関西にも広めてきたところです。	○ 秋田県の能代港洋上風力発電所における漏油発生事案については、当該発電所の事業者である秋田洋上風力発電株式会社が、本件に係る経緯等について 9 月 12 日及び 9 月 25 日に報道発表を行っています。 同社によれば、9 月 11 日に発生した事案は、風車ナセル内増速機のセンサー点検の際、接続部が一部破損したことにより漏油が発生したものとされており、漏油した潤滑油は人体に対し有害性はなく、漏油量は最大 3 リットル程度と推定されています。また、9 月 23 日に再度発生した潤滑油の漏油事案は、風車ナセル外に最大 280 リットル程度が漏れ出し

番号	意見書の内容	回答
	最近秋田の稼働した洋上風力発電においてナセルからの油漏れが発覚し被害が周辺に広がりました。原因は不明ですが始まって間もないこの事故に県民は不安を抱いております。海や山を問わず県内各地に建設予定の風力発電設備の稼働部に塗布するグリスやオイルがナセルから漏れだし環境汚染を引き起こす懸念を抱きます。また各山頂や海に接地するアース抵抗値 10Ω 以下の避雷効果の工事は十分満足出来るのかを心配します。そうでなければ巨大な雷エネルギーはアースを経ずアース意外の回路やあらゆる設備表面を伝い地面や海面に届こうとします。その過程で熱を帯び油が燃えることが十分考えられます。山火事にでもなろうものなら大変です。山々の傾斜面に設置する接地効果、洋上に設置する接地効果は必要かつ十分な機能を満足出来るのか？を懸念します。まして洋上は海。塩害腐食は半端ではありません。私達は山々や沿岸海域からの野菜やお魚を食糧として生活を営む県民です。また関東関西にも山形の恵み。食料を届けている県でもあります。たからこそ心配しています。 山形県のエネルギー戦略は原発一基分を賄う再エネ発電を目標に掲げ推進しておりますが実際は不可能な状態にあると思っております。発電出力に見合う稼働率が果たせていない上に 1 割前後の稼働率の太陽光、また風力発電の 2 割前後の稼働率では実際には 10 倍または 5 倍の数を必要とし財政的にも又地域に十分な説明なしには建設はあり得ず建設地域の市民や県民に対し納得しうる説明が必要で非常に難しいと考えます。その根底が揺らぐエネルギー戦略上の建設の意味を考えて欲しいです。急ぐ必要性はないのではないのでしょうか？それまで現状を市民県民が十分理解を得るご努力を重ねることをむしろ願っております。	たものの、風車基礎部分等で最大限回収するとともに、海への漏出分は吸着マットで回収を完了していると報告されています。 今後、同社は原因究明及び再発防止に取り組むとしており、国としても行政指導等の必要性も含め、状況に応じて適時対応していきます。 ○ 国のエネルギー政策の観点からは、意見 2 での回答のとおり、第 6 次エネルギー基本計画に示すエネルギーミックスの実現に向け、洋上風力発電を含む再エネの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら、再エネの最大限の導入を促すこととしています。 ○ 風況に関しては、意見 2 での回答のとおり、事業性の観点から十分な風力が得られる見込みがあるかを含め、中立的な第三者委員会の意見を踏まえて、今回の促進区域指定の手続を行っています。

番号	意見書の内容	回答
	山形は全国的にも風況は強い県ではありません。気象庁データをみる限りその様に感じます。その風況では風力発電をしたとしても事業として足りる稼働率は達成出来ません。事業の継続性はあるのかを心配しています。 遠隔地において山形の風況でも対応可能な新しい性能や風車軸稼働部のオイル漏れ事故の無い品質確保性能を満たす実証試験を重ねた上で改めてご検討頂き山形県に対しご提案いただきたくご意見を差し上げる次第です。	
10	◎指定に反対する意見 ○離岸距離について 周知のように、諸外国の洋上風力発電設備の離岸距離は短い国でも10km以上、多くは22.2km以上となっている。景観や健康被害の問題を考慮することによって次第に距離が長くなってきたのである。今回の計画の離岸距離はあまりにも近い。根本的な方式変更（着床式から浮体式へ）が必要だというならば、それが可能になるまで建設を延期すべきである。 ○健康被害についての断定的説明について 環境省による「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月）に目を通した。低周波音による影響がないとは書かれておらず、まだよく分からないという結論になっている。ところが事業者（特に日本風力開発など）は、住民への説明で健康被害がないと断言している。今後の国民の心身の健康を考えれば、慎重な説明をするようきびしく指導すべきではないだろうか。 ○性急さを避けよ ヒトへの健康被害も海洋生物への影響も、解明は今後の課題である。未知数が大きな巨大風力発電の計画は、予防原則に立ってしばらく先送りし、省エネや節電の努力と工夫に精力を集注すべきである。	○ 離岸距離や風車による健康被害等、ご指摘の観点については、令和4年5月28日及び令和5年3月11日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙1】を参照ください。 なお、協議会意見とりまとめでは、「選定事業者は、超低周波音その他の発電事業の実施に伴う影響として地域住民から不安の声が示される場合には、その払拭に向け必要な措置を検討するとともに、地域住民に対して丁寧な説明・周知を行うこと」を規定しており、公募に参加する事業者はこれを遵守できることが選定されるための前提となります。

番号	意見書の内容	回答
11	①離岸距離の問題 離岸距離 1～5km の海域に建設区域を設定するということは、海外ではあり得ない近距離であり、最大 15MW 級の巨大風車が数十機も建設された場合、超低周波音や騒音などによる健康被害が出るのが予想されます。住民説明会では、国も事業者も超低周波音による健康被害はないと断言していますが、どこにそんな保証があるのでしょうか。確かに超低周波音の影響を感じる、感じないは個人差はありますが、既存風車でも健康被害を訴える人々がいる中、被害は少なからず出るとは容易に考えられます。 また国、県、市は、なんらかの被害が出たとしても事業者が補償するから行政は関係がない、という姿勢です。これは住民の基本的な人権、生存権を脅かすものであり、許されるものではありません。少しでも被害の可能性があれば、被害を予防するという観点から計画を改めるべきです。 ②漁業の問題 計画区域は、遊佐、酒田の漁業区域そのものです。漁業者が洋上風力発電の建設に賛成したから、また万一漁業に影響が出た場合はお金で補償するから計画を進めても良いのだ、というのはあまりにも強引な計画だと考えます。洋上風力の基礎コンクリートがよい漁礁になると、国は漁業者に都合の良い説明をしているようですが、そもそも巨大風車の間を縫って底引き網や定置網などの漁は不可能だと思います。時速 300 キロ近いスピードのブレードが回転する近くで、どうやって安全に航行して漁ができるのでしょうか。加えて、海底に打ち込んだ基礎が海底地下湧水を破壊することが危惧されます。海底を破壊され、海底湧水を失えば遊佐の名産である岩牡蠣は育たず、カレイやヒラメなどの海底砂地に生きる魚も激減します。そうなれば遊佐町の漁業は成り立たず、私たちは地元産の海産物を買うこともできなくなります。漁業区域	○ 離岸距離や風車による健康被害等、ご指摘の観点については、令和 4 年 5 月 28 日及び令和 5 年 3 月 11 日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙 1】を参照ください。 なお、住民への健康被害に関して、「国、県、市は、なんらかの被害が出たとしても事業者が補償するから行政は関係がない、という姿勢です。これは住民の基本的な人権、生存権を脅かすものであり、許されるものではありません。」という意見について、国は補償さえすれば健康被害が生じても問題無いと考えているかのような指摘をされていますが、これまでの説明会でそのような発言をしたことは一度もなく、事実と反していますので、その点ご理解ください。 ○ 漁業の観点については、「遊佐地域の将来像」に記載されているとおり、山形県は平成 30 年度に検討部会を設置し、地元漁業者や地域の声をつぶさに拾いながら、5 年間にわたって洋上風力発電との共存共栄の在り方についての検討を行い、今日の議論に至っているという経緯があります。そのうえで、再エネ海域利用法に基づく協議会では、これまでの議論を踏まえつつ、その内容を更に発展させ、発電事業と漁業との共存共栄を達成するための協調策・振興策という形に具体化しています。 また、この議論の前提として、「山形県遊佐町沖において実施する漁業影響調査の考え方」において、遊佐町沖の主な漁具・漁法とその操業状況を整理したうえで、発電事業の実施にあたっては漁業影響調査を実施し、漁業への影響の有無・程度の検証を行うこととしています。 これらの内容は、遊佐町沖の促進区域で操業する海面漁業だけでなく、内水面漁業や孵化・増殖等生産活動に関わる方々と議論したうえで作成を行っているものです。このような経緯をもとに、意見 5 での回答のと

番号	意見書の内容	回答
	に洋上風力発電事業を計画することは、現在の漁業を衰退させ、豊かな地元の海産物の消費者である地域住民の暮らしや食文化をも壊す行為です。 ③合意形成の問題 今回の計画について、遊佐町では地域住民の合意形成が十分にされないまま進められています。2023 年 9 月 6 日の遊佐町議会において、遊佐沖洋上風力発電に関する質問に対し町長は、「洋上風力発電は国が進めている事業なので、県も町も手出しできない。」「経産省や資源エネルギー庁が主導しているから。」とはっきり答弁しました。どんなに地域住民が不安や懸念の声を上げても、国のやることに文句を言わずに従えというのは、地方自治に反する大きな問題です。いまだに多くの住民が状況を把握できていない中、一部の人々の一存で有望な地域に指定され、促進区域案が出されています。始めから建設ありき、漁業者だけが承諾すればよい問題ではありません。この海域に本当に洋上風力発電が必要なのか、そこから議論しなければならない筈ですが、地域住民を交えた議論を国、県、町は全くしません。これが民主主義国家のすることなのでしょうか。一度白紙に戻して議論しなおすべきです。 以上の問題点を挙げ、山形県遊佐沖の促進区域指定に反対します。住民の健康被害や漁業への影響を避けるため、離岸距離を最低でも海外並みに約 22 km（12 海里）離すこと、民主主義的議論を経て地域住民の合意形成をした上で計画し直すことを、強く要望します。	おり、令和 5 年 3 月 29 日の第 4 回協議会の際に、遊佐町関係漁業者の構成員から、遊佐町の漁業者はこのとりまとめ案について同意することを確認した旨の発言をされており、また内水面及び鮭孵化事業の構成員からも促進区域の指定に同意をいただいています。 上記の経緯も踏まえ、意見書でいただいた指摘が実態に即しているかという点について、協議会意見とりまとめに添付されている「将来像」及び「漁業影響調査」の内容をご確認ください。 ○ 令和 5 年 9 月 6 日の遊佐町議会における該当の町長答弁について、国として協議会を強行に進めるようなことはしておらず、「国のやることに文句を言わずに従え」と国が考えている事実はありません。実際に、有望な区域に整理されている区域であっても、協議会が前進していない地域も存在しています。 また、発言の趣旨について国から遊佐町に確認したところ、「手出しできなかったというのは、町や県に権限が無いという意味ではなく、それだけ資源エネルギー庁が主導的役割を担って進めてくれたという、感謝の意味での発言」との回答がありました。すなわち、遊佐町が住民に対して「国のやることに文句を言わずに従え」と考えている訳ではないことを確認しましたので、その旨を補足します。 そのうえで、地域における議論という観点では、意見 7 での回答のとおり、協議会の場だけでなく、山形県と遊佐町は地域住民を対象にした意見交換や理解醸成に向けた取組を行っており、山形県遊佐町沖の議論が「多くの住民が状況を把握できていない中、一部の人々の一存」で進んでいるような形にならないよう、一定の努力を行ってきたものと思料されます。また、意見 1 での回答のとおり、協議会では山形県及び遊佐町が地

番号	意見書の内容	回答
		域を代表する立場から必要と考えられる意見を述べ、それらの意見を基に協議会意見とりまとめが作成されています。従って、間接民主制に則った民主主義的議論を経て、促進区域指定の手続を行っています。
12	結論 ○ 現在遊佐沖に計画している 15MW×52 基などの 2km の離岸距離は、欧米で標準的な 12 海里 22.2km の離岸距離と比較し、完全に非常識であり、断固反対する。直ちにみなおすべきである。 ○ 今後の山形県の再エネ普及については、風力発電と太陽光の 2 本柱であることは認識している。しかしながら、今般、促進地域として指定される地域については以下に掲げる 5 点の科学的に重大な問題があり認められない。洋上風力発電施設の建設海域として、22.2km 沖への浮体式洋上風力発電の計画に直ちに直視されるべきである。 1) 風車騒音と健康被害について 私は、昨年 12 月 22 日に山形県知事宛、質問状を提出し、3 月 28 日に回答があったものの甚だ不十分で看過できない回答につき 4 月 20 日に再質問状を提出、更に 6 月 20 日知事と県議会に対して、陳情書の提出をおこなった。 陳情書は以下である。 ※当該陳情書は【別紙 2】参照 この陳情は 4 月 20 日に提出した公開質問状とほぼ同趣旨であり、県は 6 月 28 日に回答。それに対して私達は以下の再再質問状を 7 月 12 日に提出した。2 ヶ月を経過した 9 月 15 日本日に至っても、山形県はこれに未だ公開質問状に回答していない。	○ 離岸距離や風車による健康被害、景観等、ご指摘の観点については、令和 4 年 5 月 28 日及び令和 5 年 3 月 11 日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙 1】を参照ください。 なお、渡り鳥等の鳥類への影響、景観への影響等については、選定事業者が実施する環境影響評価（アセスメント）手続の中で必要な対応が検討されることとなりますが、国としても、事業者が適切な環境保全措置を講じているかを確認し、その内容を踏まえ必要な意見・勧告を行います。 ○ 漁業の観点については、意見 11 での回答のとおり、山形県が平成 30 年度に検討部会を設置して以降、5 年間にわたって洋上風力発電との共存共栄の在り方についての検討を行っていることに加え、再エネ海域利用法に基づく協議会では、発電事業と漁業との共存共栄を達成するための協調策・振興策という形に具体化しています。また、「漁業影響調査の考え方」において、遊佐町沖の主な漁具・漁法とその操業状況を整理し、発電事業の実施にあたっては漁業影響調査を行うこととしています。 これらの内容は、遊佐町沖の促進区域で操業する海面漁業だけでなく、内水面漁業や孵化・増殖等生産活動に関わる方々と議論したうえで作成を行っているものです。このような経緯をもとに、令和 5 年 3 月 29 日の第 4 回協議会の際に、遊佐町関係漁業者の構成員から、遊佐町の漁業者はこのとりまとめ案について同意することを確認した旨の発言をされて

番号	意見書の内容	回答
	公開質問状 ※当該公開質問状は【別紙3】参照 2) ガンカモ類への影響の懸念。 秋田由利本庄沖—遊佐沖—村上沖2kmについては、秋冬に渡来するガン、カモ、コハクチョウの重要な渡りルートの生態的回廊に含まれるゾーンである。 鶴岡市には2万羽以上のカモの渡来（申請当時6万羽）から、ラムサール登録湿地に登録されている大山上池・下池がある。カモ類を追跡して北海道からオジロワシ、オオワシが毎年渡来している。ガンとしてはオオヒシクイが渡来する。この地に来るガンカモ、コハクチョウは秋田、大潟村周辺から新潟の福島潟や佐潟に向かって、海岸に近い丘陵地に沿って半径2~3kmを回廊として通過しているという報告がある。離岸距離2kmの大型風車は、このガンカモ類の生態系回廊に影響し、バードストライク、渡来地の回避、渡りルートの変更を強いられる可能性が高い。 ガンカモ類への影響回避のために、十分な離隔距離が必要であり、2kmでは影響回避は不可能である。 3) 景観上の問題 欧米で定められている離岸距離12海里（22.2km）は水平線から見えなくなるかどうかの境界のような位置関係になる。それであれば景観上でも巨大な風車の威圧感を感じることはまずない。しかしそれが離岸距離2kmとなった場合、威圧感を感じる風景となり、西浜の海水浴場などへの敬遠、観光客の減少などは十分に考えられる。	おり、また内水面及び鮭孵化事業の構成員からも促進区域の指定に同意をいただいています。 なお、基礎の打設時における魚類への水中音の影響に関して、令和4年9月2日の第2回協議会において、海洋生物の専門家から水中音以外を含む漁業影響に関する既存研究の紹介を行っています。 ○ 合意形成についての指摘について、以下の意見での回答の中で関連する内容に触れていますので、まずはそちらを参照ください。 ・意見1：協議会構成員の範囲や地域代表が参加する考え方 ・意見5：令和5年3月11日に実施した住民説明会での対応 ・意見7：協議会以外の機会を通じた地域住民からの意見収集 ・意見8：協議会意見とりまとめにおける地域住民の観点 そのうえで、令和5年3月11日の住民説明会での対応に関する補足ですが、「住民からの再質問を認めていない」という部分について、これは質疑応答に入る際に、町から留意事項という形でアナウンスがあったように、多くの方からご意見をいただくため発言は一人につき1回とさせていただきたいという趣旨によるものです。実際には、国の回答に対して再質問された方もおり、その再質問に対する回答も行っています。 また、説明会の質疑応答でのやりとりでは、反対のご意見をいただく方が多かったこと、そのご意見に同調される方が拍手されていたことは事実ですが、一方で、当日の説明会の様子に関する報道のうち、令和5年3月14日付の庄内日報の記事の中で「事業の推進を容認・要求する立場の住民と声高にやりとりする場面もあり」と触れられているように、会場

番号	意見書の内容	回答
	4) 沿岸漁業への懸念 離岸距離 2km で、巨大な杭を打つモノパイル工法の洋上式風力発電事業は、杭を打つ際の騒音で周辺の魚類の浮き袋の破裂や退避が避けられないという科学者からの報告がある。その後、魚類がもどってくるだろうか。遊佐沖では漁船で魚を捕獲する漁業者は少数とのことだが、建設時、稼働後も、一定程度漁場へはいれなくなる。また、鮭の天然遡上に影響しないかどうかについて、県が公開しているこれまでの資料では影響があるかどうかほとんどわからず、全く不十分である。沿岸漁業への影響は必須ではないか。予防原則をもって考えるならば 22km 沖に浮体式で建設することが望ましいと考える。 5) 合意形成の手続きに大きな不備がある。オース条約違反である。 これまでの法定協議会、住民説明会、などにおいて、多くの遊佐住民や山形県民の声がおきざりにされている。法定協議会には住民の代表として遊佐町長のみ。他は利害関係者の漁協関係者のみであった。法定協議会が開かれ、計画が明らかになって直ぐに離岸距離の問題が浮上し、市民グループが疑問の声を県に投げかけている。3. 11 の「住民の合意をとった」と県は強調していたが、その際、住民に提示されたフォトモンタージュは広角が効き過ぎた画像となっており、景観を正しく住民に伝えようという意図から逸脱している。3 月 11 日の説明会はこれまで、如何に県や国が住民に説明や手続きを怠ってきたかというのが手に取るように解る象徴的な会だった。 当日、調査取材した際の映像を添付する 【※】	側では反対意見とは別の意見を持った方とのやりとりが展開されていたことは、当日会場にいた方はご承知のことと思います。 今回いただいたご意見ではこれらの情報には触れていませんが、「3 月 11 日の説明会はこれまで、如何に県や国が住民に説明や手続きを怠ってきたかというのが手に取るように解る象徴的な会だった。」、「国（経産省、環境省担当者）はその場しのぎとっていい、全く科学的とも論理的にも理解しがたい答弁を一方的におこなって住民からの再質問を認めていない。」、「国の説明も、県の説明も、全く回答になっておらず、全く合意形成とはかけ離れていた。」といった指摘が、一方的な見方となっていないかご確認ください。 ※ 意見書原本の【※】部分では、令和 5 年 3 月 11 日の住民説明会における質疑応答の様子を撮影された映像について、動画配信サイトの URL が掲載されていました。 説明会当日の冒頭に、町から留意事項として、「参加者の個人特定、誹謗・中傷等につながるおそれがあるため、動画による配信、SNS へのアップはご遠慮いただきたい」旨のアナウンスをしています。個人のプライバシーへの配慮という町側の趣旨をお含みおきください。

番号	意見書の内容	回答
	この際も 2 k m の離岸距離について、又、風車騒音の件について、問題が明確に指摘され、質問がおこなわれている。それに対して、国（経産省、環境省担当者）はその場しのぎといていい、全く科学的とも論理的にも理解しがたい答弁を一方的におこなって住民からの再質問を認めていない。説明会に集まった住民は、問題の指摘に多くの方が賛同の拍手をされていた。国の説明も、県の説明も、全く回答になっておらず、全く合意形成とはかけ離れていた。 この説明会はその後法定協議会で「住民にも説明会をした」というアリバイになっている。こういう悪しき手法は「環境に関する、情報へのアクセス、意思決定における市民参加、司法へのアクセスに関する条約」オース条約に明確に違反している。これまでの合意形成のプロセスに大きな問題があったといえる。 又、山形県は前述した 7 月 12 日付けの私達の公開質問状に、回答もしないまま、今般の促進地域案の公告に至っている。県民の声を無視したまま、肅々と事業をすすめればよいとの姿勢だが、これも全くオース条約に違反した行為である。 以上 5 点を理由とし、現在の 2km から 5 k m の海域設定を再エネ海域利用法に基づく促進区域の指定として、このまま着床型の洋上風力発電の計画を押し進める、10MW 級風車では海外事例が全くない、非常識な計画について、断固として反対する。 22. 2 k m 沖の海域に浮体式の洋上風力を建設する事を強く希望する。 関連資料 http://www.kusajima.org/6458.html	

番号	意見書の内容	回答
	なお、第2回「GX実現に向けた基本方針」についての全国説明・意見交換会関東でも、「22. 2km沖の浮体式洋上風発へ」と私は提言をおこなった。一般の意見についても、「アリバイづくり」のためだけの公告、縦覧にしないでいただきたい。国際的非常識な離岸距離を即刻改めて頂きたい。以上を申しあげる。	
13	1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の支払い者としての立場から 遊佐沖の海域指定は、一時中止にすることが妥当と考えます。 遊佐沖はNEDOの調査結果、風況が洋上風力発電の適地と判定されています。適地は、事業者が利益を見込めるため、最低価格で落札、消費者も納得します。しかし今回新たに条件が付加されたことで、入札価格の上昇は避けられません。今後風況がやや劣る海域は、さらに入札価格が上昇し、開発は鈍化、政策としてエネルギー調達の目標達成が困難となり、結果は消費者にしわ寄せがきます。入札は風況の劣る海域を優先し、遊佐など風況の良い海域は後に回すべきです。 再生可能エネルギーが政治利権にされた今、立ち止まる勇気が必要と思います。 2) 地域漁業の受益者である地元消費者の立場から 四季折々の魚介があがる庄内浜の地先漁業と密着した地域の暮らしから。 洋上風力発電の予定海域で操業している漁業者の将来について、漁業協調と漁業振興で漁業者と調整を図るとありますが、これが事業者任せになっています。しかし、地域の消費者である私たち地域住民は、最も漁業者と近い関係者であります。促進区域指定に際し漁業に支障のないことが見込まれるべきというのが基本であることを誰もが承知していますが、私たちもそう思い	○ 入札価格に関する意見のうち、「今回新たに条件が付加されたことで、入札価格の上昇は避けられません」について、「新たな条件」が具体的に何を指しているか不明ですが、令和4年10月に改訂した「一般海域における占用公募制度の運用指針」では、対象となる発電事業者公募にFIP（フィードインプレミアム）制度を適用する場合には、価格点を算出する際に市場価格を十分に下回る水準で「ゼロプレミアム水準」を設定することとしています。 「ゼロプレミアム水準」は、その価格以下であれば価格点が120点満点となる価格を指し、プレミアム交付による国民負担を抑制するため、市場価格を大きく下回る水準で設定されます。そのため、事業者がゼロプレミアム水準の価格又はこれに近い価格を基準価格として入札した場合には、プレミアム交付（すなわち国民負担）が発生する蓋然性は低いことが想定されるとともに、価格評価点の算定式から入札価格に対する重要性は維持されているため、「入札価格の上昇が避けられない」、「消費者にしわ寄せが来る」という指摘は当たらないと考えます。 なお、「占用公募制度の運用指針」は経済産業省・国土交通省合同の審議会において、第三者による有識者委員によって公開の場での議論を経て改訂されたものであり、意見にある「政治利権」という観点とは何ら関係はありません。

番号	意見書の内容	回答
	ます。漁業者は事業者であるだけでなく、私たちと暮らしをともにする住民であります。 今回促進区域に指定を計画している海域は、当初の計画から北部海域が削除されています。ここは漁場であると同時に、磯の採貝や採海苔、鮭の回遊など、地域の漁業に大きな影響が及ぶ海域です。指定を外したこの海域における漁業振興などの対策は重要と考えます。海域図と最終取りまとめ案を読み合わせると、山形県及び国がどのように責務を果たしていくのか、海域発電事業者に指定区域外でどこまで責務を負わせるのか、期待だけで明確ではありません。 今回の整備促進海域案は、事業者が30年間占有できる区域に該当すると思われます。これは30年間地域が影響を被る歴史の時空間です。具体的な占用区域はさらに限定されると思われますが、事業者からの提案や企画を期待して待つ状況です。その際にも地域の住民の合意の必要性は求められています。また計画が具体化されてゆく過程で、地域住民の意向を反映する仕組みが不全です。これから30年に及ぶ地域の暮らしが制約される条件を、そのままにして、整備促進海域案だけを認めることができません。地域の地場産業を支援するためにも、その前に少なくとも協議会に市民が参加できるよう求めます。 3) カーボンニュートラルを達成できない洋上風力発電の立地住民として。 洋上風力は陸上風力の延長上に、相似する存在ではなく、全く別なものです。不安定な風力発電を蓄電して、需要に応じて送電する遊佐町の先行システムと常時火力発電に頼る洋上風力発電、形は似ていますが、仕組みは全く別物です。遊佐町は風力発電の先行地域のひとつですが、だからといって住民が風	○ 協議会の構成員は、意見1での回答のとおり、再エネ海域利用法第9条第2項に掲げる者をもって構成するとしており、その中には関係都道府県知事及び関係市町村長が含まれています。地域の中でどのように意見集約や意思決定を行うのかは、地方自治の観点から、その地方公共団体の運営に委ねられると考えられますが、協議会の中では地域を代表する立場から必要と考えられる意見を述べられており、それらの意見を基に「協議会意見とりまとめ」が作成されています。 また、「遊佐地域の将来像」に記載されている協調策・振興策について、第一義的には、促進区域で発電事業を実施する選定事業者が、地域や漁業との共存共栄という観点から取り組んでいくことが求められますが、国や県も協議会構成員の一員として、選定事業者による事業実施状況や協議会意見とりまとめの遵守状況等を確認していくとともに、状況に応じて適切に対処していきます。 ○ 国のエネルギー政策の観点からは、第6次エネルギー基本計画に示すエネルギーミックスの実現に向け、洋上風力発電を含む再エネの主力電源化を徹底し、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すこととしています。 このエネルギーミックスでは、2030年度の電源構成比として再エネを36～38%程度、うち風力発電を5%程度としています。すなわち、洋上風力発電があるから火力発電が必要ということではなく、「3E+S」(※)という観点から必要な電源構成の検討を行っており、そのうち洋上風力発電が担う導入量の実現に向

番号	意見書の内容	回答
	力発電に理解があると勝手に決めつけたのは、県や町の憶測に基づく希望的推論です。 現在計画されている遊佐沖洋上風力発電は、その調整力として火力発電設備が欠かせません。つまり洋上風力発電が存在するかぎり、少なくとも20年間以上、火力発電所のタービンの回転を止めるわけには行かないのです。火力発電所を木質バイオマス発電所に転換したところで、遊佐町及び酒田市は煙突からCO₂とその他の燃焼ガスの排出によるカーボンプラスの状態が永遠に続くのです。CO₂が実質ネットゼロになるというのは約束事で実体とかけ離れた計算の都合です。その結果、遊佐町と酒田市がそれぞれ目指す地域の脱炭素化のハードルを高くあげられ、地域の環境をさらに悪化させる作用として働きます。 洋上風力発電は、建設から維持運営、撤去の全ての段階で陸上風力発電に比べて、CO₂消費量が大きく、単に発電に用いるエネルギー源がCO₂を出さないという説明には全く説得力がありません。促進区域に指定するにはこうした基本的なことについて、まず地域住民に県や国の明確な根拠が示されるべきです。先行きの課題として事業者委ねるのは、責務の放棄になります。 4) 洋上風力発電整備促進における新たな障害について 酒田市宮海から遊佐町、日向川を越えて比子、十里塚、西浜、吹浦、女鹿、さらに秋田県沿岸までの海浜は、最上川の流砂で守られています。酒田港を浚渫し、築堤を行うことが、洋上風力発電の基地港整備で計画されています。浚渫土は築港の造成の埋め立て土とされていますが、工事終了後、最上川の流砂はますます沖合へ堆積し、遊佐の沿岸浸食を防止する収入のあてになりません。あわせて共同漁業権の海底の変動も、避けることができません。酒田港の機能拡張による、遊佐沿岸の貧化は、国交省、山形県、酒田市、それとも洋上	けて、山形県遊佐町沖を含め、全国各地で洋上風力発電に関する議論を行っています。 (※) 3E+Sは、「安全性 (Safety)」を前提とした上で、「エネルギーの安定供給 (Energy Security)」を第一に考え、「経済効率性 (Economic Efficiency)」の向上、つまり低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に「環境への適合 (Environment)」を図ることを指します。 なお、エネルギーミックスに関しては、令和4年1月24日の第1回協議会でも説明しています(資料3の5ページ)。 ○ 基地港湾指定にあたっては、当該港湾の港湾計画等との整合を図るとともに、当該港湾の開発、利用及び保全に係る長期的な展望との調和を図る必要があります。 港湾法では、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため地方港湾審議会を置くことや、重要港湾以上の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならないことが規定されております。 酒田港の港湾計画の変更内容に関しては、地元関係者等から構成される山形県地方港湾審議会の審議を経ており、引き続き関係行政機関とも協議しつつ、必要な手続きを進めてまいります。 ○ 漁業権との関係について、山形県遊佐町沖の促進区域は山形県漁業協同組合が免許されている共同漁業権(海共第2号)の範囲に含まれますが、促進区域の指定は、促進区域内海域に設定されている共同漁業権が消滅することを意味するものではなく、「漁業を営むことを否定」するものではありません。

番号	意見書の内容	回答
	風力発電の事業者、誰がどれだけの責任を担うのか、不明です。もちろん漁業について同様です。従前の協議会の利害関係者だけでは地域の課題解決はできないということです。海域の指定を延期して、課題を整理、追加することを求めます。 ５）漁業権についての理解不足と誤解では、前には進めない 整備促進区域では発電風車が建設されると、ほぼ壊滅する漁業権が発生することが報告されていません。これは漁業権について漁業者を除く、すべての委員の無理解によるものであります。漁業専門家の方々も洋上風力発電推進という結論ありきだからです。専門家でない漁業者は身体で承知しています。遊佐の漁業の調査によれば、共同漁業権、個別漁業権、共同入会権、漁法、漁具など、詳細が報告されています。国の法律によれば、漁業に影響を及ぼさないことが明記されています。漁協が漁業権を主張していますが、他の委員はその内容を理解していないことが議事録からわかります。総論として、漁協と合意が取れたと座長は結論づけていますが、それは文書化された範囲に止まります。自治体や県の担当者、国の担当者のみなさん、法律を適用するだけでなく、法になる前の、入会権という共同のルール の成り立ちぐらいは理解する必要があります。漁業を営むことが否定されれば、最初から補償問題が生じることは必定です。それが漁業協調でもなく漁業振興でもないことは、誰にでもわかります。庄内の魚をいただく私たちは、将来の地域漁業について、網を共同で負担しても、残すべきと考えています。また山と川と海の有機的なつながりも大切と考えています。漁師さんが地元の大学で教授になって、みんなが教わりたいという夢もあります。今を拙速に飛ばすことは、将来に禍根を残します。ゆっくり進めてください。	促進区域内に風車が立地することで、漁場となる水面の面積は物理的には減少することにはなりますが、一方で、発電事業と漁業との共存共栄を達成するために前提となる取組の考え方を、遊佐町沖の協議会では「協調策」として、「風車設置に伴う操業環境の変化に対応した、「付加価値の高い稼げる漁業」を実現するための取組」という表現をしています。また、文章上の表現だけでなく、この協調策の在り方を検討する過程で出てきた具体的施策について、令和５年３月２９日の第４回協議会の資料８でビジュアル化した参考イメージも提示しています。 これらの内容は、意見１１での回答のとおり、平成３０年以降に地元漁業者を含めて議論を積み上げてきた経緯とともに、遊佐町の漁業者はこのとりまとめ案について同意することを確認した旨、協議会の場でも認識を共有しています。 このような経緯も踏まえ、意見書でいただいた指摘が実態に即しているかという点について、協議会意見とりまとめに添付されている「将来像」の内容を改めてご確認ください。 ○ 山形県のアドバイザーの任命について国は関与していないため、その点に関して国から回答できることはありません。 なお、当該アドバイザーや日本風力開発株式会社は、促進区域の指定において何ら関わりはなく、協議会意見とりまとめの内容を含む協議会の議論にも関係はありません。 ○ 景観に関する観点については、令和５年３月１１日の住民説明会の質疑応答の際に見解を示しています。質疑応答の内容は【別紙１】を参照ください。

番号	意見書の内容	回答
	6) 何故か日本風力開発が他社より先んじていた遊佐沖洋上風力発電事業。 山形県のエネルギー政策総合アドバイザーは、日本政策投資銀行出身で、日本風力開発 100%子会社のエネルギー戦略研究所の取締役です。遊佐沖洋上風力発電では積極的に部会をリードしてきました。その結果は一つの例ですが、他社に先んじて、陸上と連携する海底ケーブルの揚陸地を計画で明示したのは日本風力開発だけでした。情報を形成し、内部情報を利用して有利に事業展開を図ったとしか思えません。山形県は委員の起用について問題は全くないとしてきました。しかし今回のような政治に関わる疑獄事件が起きてしまいました。洋々とあるべき遊佐沖洋上風力発電の前途を暗澹とさせる事案です。はじめを付けないでこのまま進むことは県民として納得できません。透明性と公正を求めます。 また洋上風力発電は資金調達から見ても金融商品化されて、国民が投資する対象として、クリーンであることが必要で再生可能エネルギーのグリーン投資にも大きく影響を与えます。日本風力開発とその関係者が関わってきた現在までの様々な事象は地域の経済とも根深くつながっています。洋上風力発電に限ってもこれまでの山形県と秋田県の金融機関の連携など、地域に大きな影響を与えます。洋上風力発電は地域にどう関わるか、政治と経済で地域が回されてはかないません。私たちはクリーンと安全を求めます。 そのうえで、事業の成否を握るのは安全と信頼です。まずこれを培ってください。 7) 十里塚から眺める飛島と鳥海山 十里塚は南に粟島、湯野浜、正面に飛島、さらにきたには秋田の寒風山までを見通す、東北日本海を代表する眺望点です。鳥海山・飛島ジオパークを形成するこの海域は、北前舟の歴史・社会的な文化としてかけがえのない景観で	

番号	意見書の内容	回答
	す。飛島からも十里塚は狼煙場として、緊急時の生命線としてつながり合っていました。 十里塚と飛島を結ぶライン上に風車が群れる光景は馴染みません。鳥海山・飛島ジオパークの景観資源として、将来に残したい十里塚です。	
14	山形県遊佐町沖における協議会（以下「協議会」という）は漁業者への配慮が主であり（もちろんそれは重要ではあるが）、一般住民への説明はほとんどなされていない。そのため、一般住民は協議会での話し合いや意見のとりまとめには一切関わるできないまま、当該海域における洋上風力発電に係る促進区域への指定を決定しようとしていることには反対である。 また、促進区域への指定前に20数者が環境影響評価法に基づく手続きを進めているが、それは協議会の意見を反映せずに進めているものである。促進区域への指定には反対の立場ではあるが、少なくとも協議会の意見とりまとめ後にその意見を尊重したうえで、環境影響評価法に基づく手続きを始めるのが本来の進め方であると考えます。 今般、洋上風力発電事業をめぐる衆議院議員が逮捕される贈収賄事件が発生しており、贈賄側の日本風力開発株式会社も当該海域における洋上風力発電事業に係る環境影響評価法に基づく手続きを進めていることから、本事件の全容が明らかになるまで、当該海域における洋上風力発電に係る促進区域への指定は保留すべきである。	○ 協議会の構成員は、意見1での回答のとおり、再エネ海域利用法第9条第2項に掲げる者をもって構成するとしています。地域の中でどのように意見集約や意思決定を行うのかは、地方自治の観点から、その地方公共団体の運営に委ねられると考えられますが、協議会では山形県及び遊佐町が地域を代表する立場から必要と考えられる意見を述べ、それらの意見を基に「協議会意見とりまとめ」が作成されています。 また、意見7での回答のとおり、協議会の場合だけでなく、山形県と遊佐町は地域住民を対象にした意見交換や理解醸成に向けた取組を行っており、一定の努力を行ってきたものと思料されます。 ○ 選定事業者は、選定時の環境影響評価手続の状況に関わらず、協議会意見とりまとめで規定する「環境配慮事項」に基づいた対応を行うことが求められます。 ○ 報道にある国会議員の受託収賄罪容疑や、日本風力開発株式会社が山形県遊佐町沖で環境影響評価手続に着手していたことは、促進区域の指定において何ら関わりはなく、協議会意見とりまとめの内容を含む協議会の議論にも関係はありません。引き続き、不正に対しては関係法令等に基づき適切に対応していきます。

令和 4 年 5 月 2 8 日開催 遊佐町沖における洋上風力発電に関する住民説明会 質疑応答

項目	意見・質問	回答
全般	○環境省資料 4 ページ「脱炭素社会実現のための洋上風力発電の位置づけ」について、出力目標の記載があるが、風車何基分というようにわかりやすく記載してほしい。 また、今回 2030 年まで 1,000 万キロワットとあるが、これは風車何基分に該当するのか。	【資源エネルギー庁】 ○事業ごとに使用する風車の出力によって変わってくるため、一概に何基分と決められるものではありません。重要なのは風車の本数ではなく、どれくらい発電できるのかが重要な観点と考えているため、出力を目標として設定しております。なお、風車の本数について目安として申し上げますと、最近の洋上風車の 1 基あたりの出力は 1.2 万～1.5 万キロワットという例を見るので、そこから割り戻していただければ大まかな本数はイメージできるかと思います。
	○発電設備の設備利用率について、遊佐町沖の風況が大変よいという説明があったが、現段階でどの程度の設備利用率を想定しているのか。	【資源エネルギー庁】 ○国として遊佐町沖の案件の設備利用率は何%という見込みを固めている訳ではありません。あくまで一般論として申し上げると、洋上風力の場合の設備利用率として平均的に 33%程度が期待されており、そのために風速 7.0m/s 以上が望ましいと言われています。 現在、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が風況調査を行っており、この調査データをもとに事業者は設備稼働率を含め、どれくらいの事業性が見込まれるか検討していくことになります。
	○再エネ賦課金の単価について、3.36 円／kWh だったものが今年 5 月から 3.45 円／kWh に値上げになったが、今後の見通しについて、どの程度値上げを見込んでいるのか。	【資源エネルギー庁】 ○再エネ賦課金は、買取価格や再エネ導入の実績などを踏まえて、毎年度の賦課金の単価を決めておりますので、将来の単価がいくらかになるか現時点で見通しを付けるのは難しいです。 また、再エネ賦課金の単価が上がるということは、国民の負担に直結しますので、洋上風力に限らず再生可能エネルギーの導入と並行して国民負担の抑制を目指しており、そのために大量導入による発電コストの低減を実現していくための仕組みが重要であると考えております。
	○洋上風力発電は迷惑施設ではないか、どうお考えか。 先進地のヨーロッパでは、反対運動等も起こっており、沖合で浮体式という形になっていると思う。浮体式にすれば、騒音や健康被害、景観、野生の動植物全般に与える影響等、様々な問題をほとんど考えなくてよくなる。 なぜここに、今、大急ぎで大規模なウインドファームを作ろうとしているのか。かなり無理があるのでは。 迷惑施設ではないと考えるのであれば、もっと都市部に近いところで作れないのか。 小池都知事が新築ビルへの太陽光パネル設置義務化の条例制定の方針を出した。電力の大消費地である都市部に、発電・利用できるエネルギーの形があるのではないか。 また、環境省資料の 4 ページについて、洋上風力発電導入目標が記載されており、北海道、東北、九州の目標値が大きい。迷惑施設はなるべく遠くの方に置いておこうという感じを受けなくもない。	【資源エネルギー庁】 ○迷惑施設という認識で洋上風力の議論を行っているつもりはありません。発電施設の特徴・性質を踏まえて、何かしらの環境影響が生じる可能性があるものということから環境影響評価の対象としております。区域設定に関して、国の方で一方的にこの遊佐町沖の区域を設定したものではありません。都道府県からの情報提供で示された場所が現在検討されている区域であり、関係者と一定程度の議論が行われているという情報を踏まえ、この場所を候補としているものです。 【山形県】 ○情報提供した経緯については、山形県ではエネルギー戦略の中で再生可能エネルギーの導入拡大を進めております。その中でも、風力発電は非常にポテンシャルが高いということもあり、遊佐町沖は風況などの環境が良いこと、沿岸地域の海底環境が遠浅の砂地と推測されること、比較的早い時期から風力発電が普及してきた歴史があることなどを踏まえ、丁寧に検討を重ねてきたところです。 そういった背景があり、洋上風力発電を導入する場合の地域に与える影響等、課題について議論する場として、遊佐沿岸の検討部会を設置し、議論を重ねた上で、国へ情報提供いたしました。 【資源エネルギー庁】 ○環境省資料の図は、風力発電のポテンシャルについて示しているものであり、円グラフの大きさは風況等の自然的条件から適地が多いということを反映したものです。当然ながら、風力発電は風が吹いている場所でなければ発電できません。需要地から迷惑施設を離れた場所で洋上風力を導入したいというような考えは一切なく、そのような意図で示したものではありません。風況上のポテンシャルがあるという条件のもとで、実際にその場所で洋上風力発電ができるかは地域の関係者で議論して決めていくことになります。

項目	意見・質問	回答
環境アセスメント	○環境省資料 11 ページ「国による洋上の環境情報の調査」について、遊佐町沖が選定されたとあるが、だれが応募したのか。	【環境省】 ○環境省による洋上風力の環境調査は、令和 3 年度に公募したところ山形県から応募があり、環境省がこれを採択し、令和 4 年春から調査を実施しております。 【山形県】 ○多くの事業者が環境アセスメント手続きを行っている中、今後行われる、環境影響評価準備書を作成するための現地調査において、同時期に複数事業者が同様な調査を実施することは地元混乱を招く恐れがあり、社会的コストも削減できるため、応募したものです。 ※ 環境調査…環境アセスメント実証事業（R4. 4～）
	○環境省が今回の調査を行うことにより、事業者の調査がどの程度軽減されるのか。	【環境省】 ○遊佐町沖では、すでに複数の事業者が方法書を公表しており、一部は、環境省による環境調査でカバーしていない調査が計画されております。環境省の事業では、事業者がアセスメント手続きを開始する前に環境省が環境調査を行い、公募で選ばれた風力発電事業者がアセスメントを行うという順番が望ましいと考えていたところです。また、洋上風力のアセスメントはまだ十分な実績がないため、環境省の調査では、どのような調査を行えば合理的できちんと説明できる材料が揃うのか、モデルケースとして提示できるような調査設計を目指して進めております。 【山形県】 ○環境影響評価で必要な調査項目については、調査期間が約 2 年を要するものから 1 年程度で終了するものがあります。環境省の調査結果を活用することで、調査期間の短縮などの事業者の負担軽減に加え、複数の事業者が同様の調査を同時に行うことを抑制し、調査に係る地元関係者の負担低減にも繋がると考えています。 ※ 環境影響評価…事業者が調査と環境への予測及び評価を行い、結果を公表して一般等から意見を聴き、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていく制度。事業計画の作成段階に合わせて配慮書、方法書、準備書の段階で住民の方々が意見を述べることができる。
	○環境省の資料 12 ページに関連して、湧水関係の調査は、文献調査だけで終わるのか、それとも現地確認を行うのか。	【環境省】 ○海底湧水については、環境省による環境調査の内容の公表後に情報を得ました。現時点で、湧水の現地調査は計画しておらず、まず、地質や地下水など各方面の詳しい専門家から情報収集するなどの調査を計画しており、事業者がアセスメントを行う際の知見として使えるよう整理します。
	○国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の海底地盤調査項目の中に、ボーリング調査がある。 遊佐町の特徴として、海底湧水があるが、海から陸地に塩水が入ってくるのを押し戻す形で非常によい環境状態を保っている。これを何十基も風車を建てるためのポールを仕込むことによって地下水脈を破壊し、塩水化を起こせば、平野部の農場にも影響が出るのではないかと心配だ。文献調査や、ボーリングによる地質調査だけでなく、地下水の流動状態を可視化できるような調査を行ってほしい。 ○事業者からはアセス項目に湧水調査の記載が無いので、項目として選定しないと言われた。環境省としてはどのように考えるか。	【環境省】 ○湧水について、どのような深さで、どういう分布になっているか、どこまで繋がっているのか、今回計画している沖合で深い穴を掘っても大丈夫なのか等、科学的にどのようなことを調べればよいのか、まず専門家から情報を集めたいと考えております。 ○「アセスメントの項目として湧水が無いから項目として選定しない」という事業者の認識は誤りです。環境影響評価（アセスメント）の項目については方法書の手続を通じて検討し、その後に実施する環境影響評価の設計に反映することとなっております。

項目	意見・質問	回答
環境アセスメント	○これまで 10 事業体から配慮書、2 事業体から方法書が出てきているが、その都度、説明会に行き、縦覧し、意見書を書いており、非常に負担に感じている。それなのに中身はほとんど一緒である。 配慮手続きというのは、複数案を示し、早期の段階で柔軟な変更に対応できるというものではないのか、その法の趣旨が全く無視されていると考える。どこの事業体も複数案どころか一つの案も示していない。そういった不備のような、配慮書方法書を、国は受け付け、それを県にまわし、県知事は市町村に対して意見を求めてくる。そして、市・町の環境審議会景観審議会では、配置図・フォトモンタージュが提示されていない、何も判断する材料がない状態で意見を出せと言われる。これは適切なのか。そういったものを受け付けていることに対し、環境省の見解を聞きたい。	【環境省】 ○配慮書手続きは、平成 24 年の環境影響評価法の改正時に導入されました。ほぼ同じ時期に風力発電がアセスメント法の対象事業となりましたが、同じサイトに複数の事業計画によるアセスメント手続きが進められるような事業のあり方は想定しておりませんでした。 洋上風力発電に関していえば、事業の位置や規模を検討する段階で地域の声を聴くという配慮書において想定しているプロセスを再エネ海域利用法においても行う形になっています。並行して同様のことが行われている状況であるため、現在、経済産業省と相談し、今後の制度について検討することとしています。 【山形県】 ○配慮書及び方法書手続きでは、環境影響評価法の規定に基づき、市・町から提出される意見と、県環境影響評価審査会を踏まえ、知事意見を発出しています。 令和 2 年度から多くの事業者が環境アセスメント手続きを行い、説明会の傍聴や配慮書・方法書の説明会にご負担が生じていましたが、令和 3 年 12 月に 20 社がコンソーシアムを設立し、共同で環境影響評価を行うこととなり、現在手続き中の事業者は 5 社となっています。 ※ 環境アセスメント…配慮書、方法書、準備書、評価書という 4 つの段階があり、事業計画の作成段階に合わせて配慮書、方法書、準備書の段階で住民の方々が意見を述べることができる。県では、事業者に対し環境影響評価法に沿って手続きを進めるように指導している。
	○遊佐町沖で国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が海底地盤調査を行うという回覧板が回ってきた。この調査結果はいつ頃まとまるのか。 また、遊佐町沖での事業実施が正式決定されたということではありませんという注意書きがあるが、結論はいつ頃出るのか。	【資源エネルギー庁】 ○この調査の目的は、将来促進区域指定する時を想定して、国交省と連携して、予め風況だけでなく地質等を含めた自然的条件の確認を行っているものです。それに加えて、事業者を公募するに当たり、各事業者が事前に得ている情報の差によって事業計画の程度に差が出るのは望ましくないため、適切な公募の実施に向けて必要な情報量を確保するために、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）でも調査を実施しているものです。 調査結果については、将来、遊佐町沖が促進区域に指定された場合、事業者の公募を行う手続きに入った段階で、公募に参加する予定の事業者に対して情報提供を行っていくことになります。 また、あくまでこれは調査であり、遊佐町沖での洋上風力事業の実施は協議会での合意を前提としているため、協議会での協議が調った場合にはじめて事業実施に向けた手続きを進めていくことになります。そのため、いつ頃に事業実施が決まるのかというのは現時点でお答えできません。
地域振興策	○資源エネルギー庁資料 17 ページ「観光資源・環境学習の場としての活用」について、提示された内容は、遊佐町には必要ない。机上の空論という感じがする。	【資源エネルギー庁】 ○資料で示した 5 つの事例はあくまで参考情報であり、先行している海外事例を振興策の検討材料として提示したものです。遊佐町において必要かどうか、別のことに注力した方が良いのではないかなど、そういった点を地域でよく議論することが大切であると考えております。国として、この事例に記載の内容をやるべきと言っている訳ではないことをご理解ください。
	○資源エネルギー庁資料 20 ページ「④水産資源の漁場の創出・改善・回復」に「蛸集」と書いてあるが、何と読むのか。できるだけわかりやすい言葉で書いてほしい。	【資源エネルギー庁】 ○「いしゅう」と読みます。蛸集効果というのは、寄り集まってくることを指します。魚礁効果と言われることもありますが、魚が集まってくる現象のことを蛸集効果という言い方をしています。今後はより分かりやすい言葉に言い換えるようにいたします。

項目	意見・質問	回答
事業者選定の評価	○風車は国内メーカーが撤退し、そこに関わる企業も海外ばかりと聞いている。今回先行で決定した、秋田県2区域と千葉県1区域での部品の調達などはスムーズにいくのか。懸念はないのか。	【資源エネルギー庁】 ○公募評価においては、部品調達の観点を含め、事業を安定的に継続できるのかという点についても適切に評価しております。昨年末に事業者選定を行った3区域の公募占用計画については、現時点では計画認定前であり詳細は申し上げられませんが、認定に向けて、該当する地域の協議会等において、選定事業者よりこれらを含む公募占用計画の概要を説明いただく予定です。
	○先行3区域の公募結果を踏まえ、供給価格に対する配点が大きいため、公募評価制度の見直しを行っていると言っているが、どのような方向で見直していくのか。	【資源エネルギー庁】 ○昨年末の事業者選定結果について、一般的に予想されていたであろう価格よりかなり低い価格が出てきたものと理解しております。3月の審議会で公募結果の総括を行いました。低い入札価格で落札されたこと自体は国民負担の低減の観点からは望ましい結果であったと認識しております。 そのうえで、現在国の審議会において、エネルギー政策や公募の事業者選定プロセスの公平性・透明性確保の観点から、今後の事業者選定公募の評価の考え方等について議論しており、次の公募時には新たな事業者選定公募の評価の考え方に基づき事業者選定を行っていくことになります。
今後の進め方	○国が進めるやり方にのっていけば、撤去後、処理も含めてきれいな状態の元の西浜に戻るのか。 また、途中被害もなく、健康被害もないと約束できるのか。	【資源エネルギー庁】 ○公募で選定された事業者には、事業終了後、関係法令を遵守しながら発電設備を撤去いただく義務を負っていただくこととしております。また撤去費用の全額を確実に確保出来るよう、事業者に対して保証状の提出や撤去費用の積み立てを課しています。加えて、協議会は選定事業者の決定後も事業者を加えた形で継続していくため、協議会の中で運転状況や維持管理を含めて国としてもしっかり確認を行ってまいります。 【環境省】 ○環境省としても海洋汚染防止法において洋上風力発電の撤去をどのようにするべきかなど、検討を進めてきたところであり、制度や技術の整備について引き続き取り組んでいきます。 今後、多くの洋上風力を導入していくにあたり、風力発電事業者、地域の方々、県、国が連携し、きちんとモニタリングして、把握していくことが重要であり、必要な対応に取り組んでまいります。
	（更問1） ○確認だが、国が責任をもって、最後まで後片付けも含めてやってくれるということか。	【資源エネルギー庁】 ○前提として、履行責任は事業者にあり、事業者が確実に履行することを国として指導・監督していきます。そのため、公募時点で撤去に必要な費用の確保方法についても確認することとしているほか、運転期間中も実施状況を都度確認してまいります。
	（更問2） ○事業者が撤退したり、組織・法人自体が無くなったりした場合は、国が責任を持つのか。	【資源エネルギー庁】 ○公募で選定された事業者にかかる撤去義務および撤去費用の確保は、第三者が事業を継承した場合にも当該者に引き継がれます。また事業の継続性という観点も含めて公募段階で審査を行っておりますが、更に撤去費用については事業者の倒産時にも確実に確保されるような仕組みとなっているかも確認しております。なお繰り返しになりますが、国として公募時点で確認を行うとともに、選定事業者によって公募時の説明内容が確実に履行されるよう必要な指導を行っていきます。

令和 5 年 3 月 1 1 日開催 遊佐町沖における洋上風力発電に関する住民説明会 質疑応答

項目	意見・質問	回答
全般	○本事業で発電される電気を県内企業等に供給、または災害時に公共施設で電気を使う場合、具体的にどの様な方法をイメージしているか。	【山形県】 ○実際の供給という方法については様々あるかと思いますが、その手法は、事業者の知恵を働かせて提案をいただきたい部分となります。
	○施設の撤去について、第一ラウンドの要件では、完全に撤去するか、海底上 1 メートル以内で一部残置することとなっていたが、公募占用指針の改定により海面上でも残置することができるとなっているのはなぜか。	【資源エネルギー庁】 ○原則として、完全撤去し現状回復するという考え方自体は変わっていませんが、一部残置等による撤去以外の方法が選択肢として否定されていないというものであり、最初から残置されることが確定している訳ではありません。また、海洋汚染防止法に基づいて、環境大臣から許可を受けた場合に限り残置が許容されるというものであり、撤去や残置等の方法の中から最終的に環境影響が一番少ない方法を協議の上、選択されることとなります。 【環境省】 ○海洋汚染防止法に基づく着床式洋上風力発電施設の残置の考え方について、2021 年に取りまとめています。運転終了後の撤去または残置については、その段階で海洋汚染防止法に基づいて審査を行うこととなり、その際、環境影響についても調査することとなっています。
	○国や県は、海外諸国の洋上風力発電の離岸距離の制度を真っ向から否定、ないし無視するという姿勢でよろしいか。漁業関係者に精神的苦痛を与えていると思う。また、住民の健康被害のリスク等の負担を強いている。それでも、5 km 以内の沿岸域での事業にこだわる理由を教えてください。	【資源エネルギー庁】 ○基本的に、離岸距離は何 km だから良い・悪いというものではないと考えています。検討を進めるにあたっては、離岸距離だけでなく、漁業の状況を含め様々な要素について地域で議論がなされ、その結果を踏まえて国に情報提供いただいた内容に基づいて議論しています。洋上風力に対する不安や懸念の声がある一方で、発電事業と併せて実施する地域振興策や漁業振興策を検討し、どのような形であれば一緒に取り組んでいけるかということを協議会で議論した内容について、本日も説明をさせていただいているものです。離岸距離は何 km 取れば良いということではなく、実際にこの事業によって生じる追加騒音を予測し、影響について評価して判断することとなります。 【山形県】 ○法定協議会で議論するにあたっての想定海域について、県から情報提供を行いました。想定海域の設定に当たり、長い時間をかけ、遊佐部会の皆様や関係者の皆様から議論いただき、様々な意見をいただきました。最終的には、国に情報提供するに当たり、法定協議会を開始することについて同意ができることという条件があるため、利害関係者と調整を進めることについて、遊佐部会や研究・検討会議で議論し、意見を伺った結果、異論ないということで情報提供を行いました。県としては、町内の 6 地区で説明会を開催する等、意見交換などを行った上で判断させていただいております。

項目	意見・質問	回答
全般	○海岸から見た風車の景観について、約 280mの風車が建設された場合、遊佐町住民の 9 割以上が風車を見られることになると思われる。これは景観的にもすごい圧迫感がある。鳥海山に訪れた登山者やハイキングの方に、洋上風力発電の計画についてモニタージュを見せて話したところ、「それだったらもう来ません。こんなひどいものだったら来ない」とのことであった。景観的に影響があり、遊佐町にとっては致命的だと思う。どうしても建てる場合は、最低限沖合から 20km 程度離せば、睡眠障害や景観の圧迫感はかなり軽減されると思う。	【山形県】 ○実際のフォトモンタージュについては、建つ場所や風車の大きさが未確定な中では作れないこともあり、正確なものは事業者が決まった後に、事業者の方で作成することとなります。提示した想定海域については、これまで時間をかけ、利害関係者や皆様と度重なる調整をしていく中で、その場所での議論を進めることとなっております。 【資源エネルギー庁】 ○景観は重要な価値の一つだと思います。いただいた意見は、実際に景観面から懸念があると考える方の意見だと思いますが、それ以外の考えを持つ方もいらっしゃると思います。景観の観点からこの事業が認められないとする場合には、個人ではなく地域の意見として考え方が整理されていることが重要であると考えています。
環境影響 評価 (環境アセ スメント)	○風車騒音や低周波音について、北海道大学田鎖先生のソフトウェアにて計算すると、遊佐の洋上風力を 15MW×50 基、離岸距離 1.5km で計算すると、不眠症のリスクが 250 人、入眠障害になる方が 1 万 3000 人という試算ができる。風車騒音は深刻な睡眠障害、不眠症を生じさせる。風車騒音が睡眠を妨害するというデータは出ているので、人家から十分隔離距離をとるべきである。田鎖先生は 10MW であれば、最低でも 10km の離岸距離を取らなければならないとしており、そうしなければ、不眠症のリスク 250 人、入眠妨害 1 万 3000 人という深刻な状況が生じるという結果を発表されている。これに対してどうお考えなのか。 また、日本と同様に遠浅でないノルウェーは、着床式は作らず 22.2 キロと離岸距離をちゃんと保って、浮体式の洋上風力発電を進めている。由利本荘は 12.6MW、遊佐だと、最大 15MW の超巨大な風車を 1 km や 2 km の離岸距離で作っている風車は世界中どこにもない。	【資源エネルギー庁】 ○1 万 3000 人の入眠障害という試算について、お話しのあったソフトウェアではそのような結果が出ているということですが、使用するソフトウェア自体の検証を含め、騒音の予測結果やその評価を環境影響評価の中で検証していくことになると思います。騒音による入眠障害が 1 万 3000 人という試算は、シミュレーションの前提条件が変われば、当然結果も変わってくるので、シミュレーションを行う環境条件が不明な中で、その数字だけをもって一概に影響があるという評価は困難だと考えています。今後、環境影響評価手続きの中で、騒音影響等の予測や評価を行い、この事業について問題がないか検証した上で、事業が進んでいくことになります。その際に、実際に予測・評価の方法や、その結果に対する考え方を事業者が整理するとともに、住民説明会等の様々プロセスを経た上で最終的な判断がされるものと考えております。 【環境省】 ○風車騒音に関する田鎖先生のシミュレーションソフトは拝見しました。そのソフトは風車が発生する音の伝搬を計算するものでした。風車は風速が 7 ～ 8 m/s というような強い風が吹いた時に定格出力となり、最大の音が発生します。道路騒音や鉄道騒音は、風が弱い夜間など、ほかの音の影響がない条件で対象とする音を測定することができますが、風車騒音は、風が吹いていて波が高いような状況の中で、風や波の音と併せて測定することとなります。このため、風車騒音の指針値は、風や波の音などの背景となる音（残留騒音）より 5 dB 以上高くないこととしています。田鎖先生のソフトによって風車騒音の到達レベルを計算することはできませんが、風車が定格出力で稼働するような風環境の下での残留騒音については計算されません。このため、風車の音のみの計算によって入眠障害が 1 万 3000 人という試算については、誤解を招く恐れがあります。
	○住民の不安は、健康被害や入眠被害だと思う。経済産業省や環境省に対する質問であるが、事業者に入眠被害等の環境アセスメントを実施させると、この場で約束頂けるか。 秋田県では、事業が進んでいるが、悪しき前例になりつつあり、秋田県で進んでいるから大丈夫という議論をしないで欲しい。秋田県では、事業者が環境アセスメントをしっかりと行っていない。すでに由利本荘の風車で、睡眠被害等の苦情が 18 件ある。由利本荘市は、環境省に調査の請願を何回か提出しているが、環境アセスメントが行われていない。遊佐では、秋田県の調査が終了するまで待てば良いのではないか。	【資源エネルギー庁】 ○環境影響評価を実施する際に、評価の実施方法等の内容を確認し、対応が必要な事項は大臣意見や勧告として事業者に伝えることとなりますが、評価対象とする個別の項目について、国から指定することはしておりません。 【環境省】 ○環境影響評価の項目については、国から指定するのではなく、事業者がしっかり実施しているかを審査するという形になります。懸念の声が高い地域ということは事業者に伝わっていると思いますので、対応をしっかりといただくようお願いしたいと思います。
	○環境省が遊佐町沖を対象に実施した環境調査について、結果の数値等が全く資料にない。また、現在稼働している風車があり、同様の環境影響調査を実施していると思われるので、その結果を知らせていただければ、より住民は安心、納得に繋がると思う。	【環境省】 ○環境調査として実施した騒音調査では、春夏秋冬それぞれ 3 日間ずつ毎時のデータを測定しています。騒音の状況は風の強さや風の向きによって変わるため、風と騒音の状況を 1 時間毎に集計、集約しています。また、沿岸に既存の風車が建っているため、既存の風車の近くと既存の風車がないところに調査地点を設けており、これら二つを比較することにより、風が強く海の音が大きくなっている時に、既存の風車の音がどのくらい捉えられるかということが確認できると考えています。環境調査の結果は、報告書に取りまとめて 4 月に公表する予定です。

項目	意見・質問	回答
環境影響評価 (環境アセスメント)	(更問) ○丁寧な説明という観点からすれば、途中経過があってもよいのではないか。稼働している施設があるため、その稼働した施設の稼働前の状況、稼働後の状況について、説明があってもよいかと思う。次の機会があれば、途中経過は絶対に出すべきだと思う。	【環境省】 ○1年間の調査結果をとりまとめて4月に報告書を公表する予定です。今回はこの機会に説明会が開催されたため、ここまで無事に調査が終わったという報告をさせていただきました。調査結果は、4月には公表する予定ですので御了承ください。
地域振興策	○蔵王で観光の妨げとなると判断した風力発電が、どうして遊佐沖では観光資源となり得るのか。これまでの信仰の山とか観光地としての蔵王が、さらにエネルギーパーク的な要素が加わって、より魅力的な蔵王の観光振興ができるのではないか。蔵王では支障がある風力発電が、どうして遊佐の海では構わないのか。蔵王と遊佐の海のどこが違うのか説明していただきたい。	【山形県】 ○洋上風力発電事業については、再エネ海域利用法に則り、地域の利害関係者との意見交換、遊佐町の住民の話を丁寧に伺いながら進めている事業となります。この事業を進めていく上で、一つの振興の取組の方向性として、観光振興の取り組みを、県として皆様の意見の中から提示しております。様々な振興の取組の方向性の中の一つとして説明したものです。
事業者選定の評価	○2022年の10月に公募占用指針の改定が行われ、事業迅速性が20点となっているが、満点の20点を取るためには、環境影響調査に必要な4、5年が確保されないのではないか。	【資源エネルギー庁】 ○まず、2022年10月に改訂が行われたのは、公募制度運用指針と言われる、公募占用指針を作るに当たっての基本的な考え方を整理する資料です。公募制度運用指針そのものはあくまで、各区域の公募占用指針を作る際の基本的な考え方を整理しているものという位置付けです。そのうえで、迅速性評価と環境影響評価の関係性については、迅速性の観点で満点を取るために環境影響評価等をないがしろにするという提案であれば、そもそも選定の対象となりません。仮に、事業者が迅速性の点数が満点に近い計画を立てたとしても、事業計画の実現性の観点からその期間で出来るという説明が十分でなければ、全体の点数は低くなります。その結果として、迅速性評価の点数を取るために、環境影響評価を含め事業内容の中身をないがしろにすることは考えにくいと想定しております。
	○風車機材の調達について、遊佐町内にも陸上の風力があるが、全基ともドイツのメーカーであり、国内のメーカーは撤退している認識で間違いないか。	【資源エネルギー庁】 ○風車メーカーの話について、基本的にご理解に近い状況です。経済産業省としても、産業政策的な観点から重要な課題であると認識しております。
	(更問1) ○もう国産のメーカーはいない。現状の世界シェアは、ほぼヨーロッパかアメリカである。日本で将来洋上風力の話が進んだ場合、国産メーカーがない状況について、国では考えがあるか。	【資源エネルギー庁】 ○風車メーカーは海外の場合でも、風車の中の部品やタービンの発電機等については日本メーカーも多いというような構造があります。洋上風力の産業構造を踏まえ、いきなり風車メーカーを全て国産というのは難しいかもしれませんが、まずは日本の中でサプライチェーンを形成していくことが重要だと考えています。経済産業省としても、必要な政策的措置を引き続き考えてまいります。

項目	意見・質問	回答
今後の 進め方	○遊佐町は洋上風力発電を、沿岸から 1 km～5 km 先に洋上風力発電を作ろうとしているが、欧米諸国は沿岸から 22. 2km 以上、中国でさえ 10km 以上離さなければ、建設許可がおりないと聞いた。それは洋上風力発電から出る害があるからではないか。一番心配しているのは超低周波による風車病の被害である。遊佐町、酒田市、鶴岡市に洋上風力発電が 100 基以上できるとすれば、自然豊かな庄内地方一帯が、人の住めない場所になると思う。風車病の症状は、めまい、吐き気、頭痛、鼻血、不眠など。再生可能エネルギーの洋上風力発電に反対しているのではないが、岸からの距離に不安を感じている。もし風車病が出た場合、直ちに洋上風力発電を止めるという誓約書を国や県は出してくれるのか。	【資源エネルギー庁】 ○風車病と言われている話が、どこまで科学的に検証されたものかということを考える必要があります。海外の公的機関では風車病と呼ばれるものの因果関係を否定している話も存在します。風車以外の要因もある中で、本当に風車によって生じた影響であることが確認されなければ、一方的な主張で風車を止めることは困難です。ご意見にあるような影響が風車によるものか検証されることが必要ですが、一方で、影響が無いことを事前に証明することは不可能だと思います。因果関係を検証した上で、仮に影響が確かめられたのであれば、必要な措置を取ることが必要だと考えています。
	（更問 1） ○SDGs の国民の 1 人でも見逃さない、1 人でもそういうことがあったら、それをみんなで救おうというような考え方と反比例しているのではないか。	【資源エネルギー庁】 ○反比例しているとは思っていません。風車病というもののメカニズムが判明し、身体への影響が風車によるものだとすれば、しかるべき対応が必要だと思います。
	（更問 2） ○先ほど因果関係の検証という言葉が非常にたくさん出てきたが、水俣病は会社が流した有機水銀によって起こった病気だということは、疑われてから確実になるまでどれだけかかり、その間にどれだけの人が死んだのか。風車病はまだ無いと言うが、予防原則や人権等からすると、離岸距離を長くして建てることや時期を遅らせる等の道はないのか。	【環境省】 ○風車騒音に関する科学的な知見について紹介させていただきます。まずは超低周波音についてです。風車騒音指針を取りまとめるにあたって調査した結果、風車から発生する聞こえない音の成分（超低周波音）は、自動車や航空機などと比べて小さく、風車だけが特別に超低周波音を発していて風車病が起こるというのは誤解です。また、2019 年に世界中の風車騒音に関わっている学者や関係者が集まった会議が開催され、その際にも風車からの音の問題は、超低周波音の問題ではないということで合意されています。なお、風車騒音指針を策定する際に参考としたデータは、検討当時に国内で稼働していた風車で測定しているため、今後、当時より大型の風車が稼働した際には、必要に応じて改めて科学的に測定していくことも検討したいと思います。 【資源エネルギー庁】 ○学術的な検証は引き続き進められていくことになると思いますが、影響が無いことを示さなければ進められないという話になると、洋上風力に限らず様々な取組が進められません。地域の漁業者の方々を含め、こういった場所であれば洋上風力の議論ができるのかという話を考えた結果、現在の区域が候補として挙がってきているという状態です。環境や人の健康に対する影響という点について、引き続き様々な声があると思いますので、住民から不安の声が示される場合には、選定事業者はその声を聞いて丁寧な説明を行うことについて、とりまとめの中に入れていくことを検討しています。

意見書 1 2 に添付された陳情書

遊佐沖、酒田沖の着床式洋上風力発電計画を、風車騒音の健康被害の観点から見直し、欧米並みの 22.2km を基準とする離岸距離を確保した、浮体式洋上風力発電に変更する事を求める陳情

陳情主旨

私達は、現在遊佐沖に約 1 海里（1.852km）の離岸距離で 15MW の風車が 52 基の建設計画が進む、洋上風力発電所計画について、特に風車騒音の健康被害の観点で大きな問題がある事を指摘してきました。

私達は再エネ普及の観点で、洋上風力発電は大変有力な方法であることは認識しています。しかしながら、建設場所を誤れば、地域住民に深刻な睡眠障害などの健康被害（不眠症）等を生じるなど、決して持続可能な開発にはならないという問題意識を持っています。

特に風車騒音と健康被害の問題については、5 月 16 日、国会参議院厚生労働委員会にて、立憲民主党川田龍平議員が事例として、当県遊佐沖の現行の計画の風車建設によって、250 名の不眠症になるリスクが生じる（資料 1）というシュミレーション結果と、風車騒音の問題回避のために、離岸距離を十分にとって建設したデンマークの事例を紹介し、浮体式にして、離岸距離 22.2km を確保する事を求める提言をおこなっています。

10MW 級以上の超大型洋上風力発電については、ドイツ、オランダ、ベルギー、英国では、政府が海洋計画を策定し、景観と生態系保護を目的に、洋上風車の離岸距離として 12 海里、約 22.2km を基準に確保して建設がおこなわれています。デンマークも、バッファゾーンとして 12.5km の離岸距離を確保して建設、計画をしています。中国でも 10km の離岸距離を確保しています。（参照：洋上風力発電施設の景観に関わる「海洋計画」と「離岸距離」に関する国際比較名古屋大宮脇勝都市計画論文集 Vol.57 No.3, 2022 年 10 月）（資料 2）

遊佐沖のような 15MW 級風車を約 2KM 沖への建設は、国際的にも見当たらず、全く非常識です。

離岸距離の問題解決については、着床式ではなく浮体式にすれば問題なく沖合に建設が可能です。実際に日本と同様、遠浅ではないノルウエーでは、着床式は建設せず、浮体式を 22.2km 以上離岸距離をとって建設がおこなわれています。（ノルウエー大使館に確認済み）実際に 2022 年の建設は沿岸から約 140km 離れた場所（水深 260～300m）に建設しています。（2022 年 Hywind Tampen Equinor 社）

記

遊佐をはじめ、山形県内の洋上風力発電の計画を、22.2km 沖を基準とする欧米並みの離岸距離を確保した、浮体式洋上風力発電に変更することを強く求める。

意見書 1 2 に添付された公開質問状

私達は 2022. 12. 22 に公開質問状を提出、その回答を受けて 4. 20 に再質問状を提出。更に 6. 20 に陳情書を知事と県議会に提出しています。6. 28 付けで山形県知事名の回答があり、今回それに対する専門家意見と、遊佐住民の声を踏まえ、再再質問状を提出するものです。〆切を 8 月 12 日とします。迅速、誠実な回答を求めます。

北海道大学田鎖順太助教、大分看護科学大学影山隆之教授より見解をいただきました。（詳細は別紙）

ざっと見て、回答拒否、といった印象。私が開発したソフトウェアでは、残留騒音の扱いは明らかなです。「残留騒音は考慮していません」。健康リスクを評価する上で、現状、残留騒音の評価は不要であるためです。なぜかという、「残留騒音と風車音による健康リスクの関連性」を示す科学的知見は存在しないためです。影山先生が発表されている疫学研究結果に基づき、残留騒音の大小に関わらず、風車音がそれなりに大きければリスクが大きい、ということの評価をしています。

田鎖順太 北海道大学 助教

ある地点に到達する筈の風車騒音の予測と現地で風車騒音を測定する場合の話を（意図的に？）混同しているように見えます（この予測に残留騒音は関係ありません）。また、「騒音レベルの予測」と「この騒音による影響の予測」も混同しないよう注意が必要です。われわれの調査分析においては、残留騒音の影響を極力除去するよう最新の注意を工夫を払い風車のみによる騒音レベルを推定して、それと不眠の発生リスクの関連を検討したのですから「たとえいくらか残留騒音があっても風車による騒音レベルがこれくらいなら発生リスクはこれくらい」という推定になっているのです。

影山隆之大分県立看護科学大学教授元環境研主任研究員

●以上の先生方の指摘について見解を求めます。

又、遊佐の計画で 250 人の不眠症リスクという試算は 5 月 16 日に厚労委員会で質問の際に発表されており、風車が引き起こす睡眠障害については環境省も認めています。

県の回答はまさに、科学的なシミュレーションに対して、はぐらかした不誠実な回答である。全く科学的な反論になっていない。反論するならば別のシミュレーションをおこなうなど科学的に反証するべきであります。

●改めて国会でも発表された、遊佐の計画で不眠症リスク 255 人という健康被害のシミュレーション結果について、県として、どのように対処していくのか。伺います。

●手続き（デュープロセス）への返答について

鳥海山沖風力発電を考える会（遊佐住民）の見解

県回答にあった、フォトモンタージュを含む洋上風力発電の取組み概要は、2022年1月1日付け町広報で町内全戸配布されました。内容は前年11月に町内6地区で開催された住民説明会資料とほぼ同じです。同概要の「住民の質問意見に対する回答・対応の方向性」も全く答えになっておらず、これを読んで納得できる人がいるとは思えません。

各地区での住民説明会の中で、何度これらの質問意見が出たことでしょうか。その度に質問にまっすぐに答えないその場しのぎの回答で、毎回会場は紛糾しました。自分の時間を削り会場に足を過こんだ住民にとっては、ものすごいフラストレーションでした。賛成意見はほとんど聞いたことがありません。そのことは県担当者が一番知っているはずですが。

騒音や低周波音等の被害への懸念一つとっても、「影響の可能性は低い、超低周波音は因果関係が証明されておらず調査から除外しています。」と聞いて、なるほどそうですか、となるわけがありません。だから皆さん繰り返し質問しているのです。

景観等に対する影響の懸念についても、環境影響評価手続きの中で意見を述べる機会がありますよと回答されますが、住民はそもそもやめてくれ、待ってくれといっているのです。環境影響評価は事業を進めるために行うものであって、是非を問うものではありません。住民意見は、よりよい事業にするために求めるものであり、いくら意見しても事業を止めることはできません。そこで意見できますよ、というのは県の責任回避以外のなにものでもありません。

事業想定海域の線を引き、国に情報提供したのは県であって、事業者はその範囲でしか事業をできず、離岸距離の問題にしても事業者はそもそも答える立場にありません。

全戸配布された概要や役場庁舎に掲示された資料にある「高さ比較図」、そしてフォトモンタージュも、当会で作成したものより遙かに稚拙で、不正確です。いかに影響が少ないかと見せることに腐心して作成しているとしか感じられません。「全景が一目で分かるようにパノラマで作成した」とありますが、人間の目は魚眼ではありません。説明会では非難轟々でしたが、修正されることなく全戸配布されました。

およそ、何度も開催された住民説明会は、理解醸成、合意形成とはほど遠いもので、回を重ねるごとに住民の疑問や不安は深まり、不信は確信に変わりました。

地域住民代表者も参加する遊佐部会も、まちづくり協議会会長等から住民への意見聞き取りや報告は一切ありません。遊佐部会や全体会議では、住民の不安や疑問の声は報告されず、説明会をいつどこで、何回、何名参加で行いました、という実績しか報告されません。

県が求めたのは理解醸成、合意形成ではなく、住民に説明したという実績のみです。まして、住民の声が法定協議会に反映されたということはありません。住民代表は町長しかいません。私たちはできる限り、部会、全体会議、法定協議会を傍聴してきましたが、今の法定協議会は漁業者の意見は聞いても、一般住民の声は絶対に届かないシステムになっているという絶望感、不信感しかありません。そこに吉村知事が標榜する県民目線、対話主義はありません。

●この指摘についての見解を求めます。

7月9日に鳥海山沖風車を考える会の5回目の学習会「風力発電の不都合な真実」武田恵世先生の講演会がありました。その際にも遊佐町民、酒田市民他、漁協関係者など多くの県民から風車建設に対して疑問の声があがりました。漁協関係者の方からも県の説明が全く不足だと指摘がありました。

又、3月11日に遊佐町でおこなわれた説明会でも同様に多くの疑問の声があがり、国、県の担当者はその場しのぎの答弁で、全く回答になっておりませんでした。

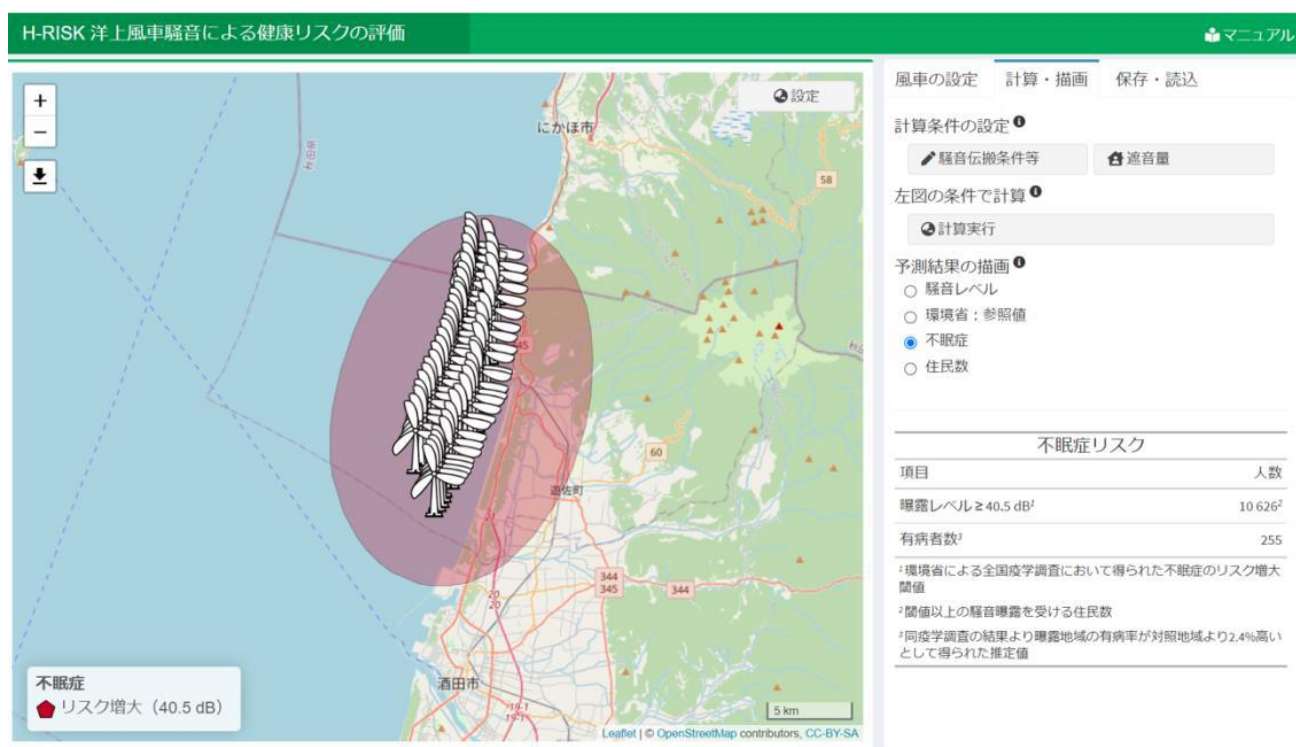
又、この遊佐の住民の声などを踏まえれば、多くの遊佐町民、酒田市民をはじめ、県民に全く説明責任を果たしていない。デュープロセス（手続き）違反である事は明白であります。

住民や漁業者に説明責任を果たさず合意形成が全くはかられないまま、促進地域指定とか、今後の環境アセスで事業者と住民間で調整を図れ、等の手法、責任逃れは言語道断です。

●風車騒音の健康被害、景観の問題、近海漁業への影響、渡り鳥などへの影響など、国も県も全く説明責任を果たしていない案件。又、住民、県民から疑問点として掲げられている点について、公開で、住民及び県民に詳細に説明する事を強く求めます。

●また、それらの問題を回避するためにも、世界標準の22.2kmの離岸距離をとって、浮体式の洋上風力発電に計画の変更をすることを強く求めます。見解を求めます。

参考資料1 遊佐風車を現状の計画のまま建設すると250人の不眠症が発生するシミュレーションソフトH-Risk 北海道大田鎖順太助教「騒音制御」2022春に発表に、15MW×52基離岸距離約2kmでインプットした結果。



参考資料2 洋上風力発電施設の景観に関わる「海洋計画」と「離岸距離」に関する国際比較- 洋上景観保護のための風車ゾーニングと最小離岸距離に関する調査 宮脇 勝 Masaru Miyawaki - 公益社団法人日本都市計画学会都市計画論文集 Vol.57 No.3, 2022年10月 https://www.jstage.jst.go.jp/article/journalcpj/57/3/57_546/_pdf/-char/ja?fbclid=IwAR1sficBV11Ra9XQXgXcQUYrhougmyLrJ31d75V0zfLp_Dh67V01oryVQjs